

平成21年度研究報告書

児童虐待に関する文献研究

子ども虐待と発達障害の関連に焦点をあてた文献の分析

研究代表者 増沢 高 (子どもの虹情報研修センター)
共同研究者 大川 浩明 (子どもの虹情報研修センター)
南山今日子 (子どもの虹情報研修センター)
大塚 齊 (子どもの虹情報研修センター)
長尾真理子 (子どもの虹情報研修センター)
土岐 玲奈 (千葉大学大学院教育学研究科)

社会福祉法人 横浜博萌会

子どもの虹情報研修センター

(日本虐待・思春期問題情報研修センター)

平成21年度研究報告書

児童虐待に関する文献研究

子ども虐待と発達障害の関連に焦点をあてた文献の分析

子どもの虹 情報研修センター

はじめに

本研究は、「子ども虐待」に関する文献、実践報告等を概観、分析することを目的としている。第1報から第4報までは、子ども虐待を「危機的状況」ととらえ、戦後の研究、文献のレビューを行い、子ども虐待に対する認識や対応の流れを、その背景にある社会的状況を考察しながらまとめた。

その後は、各年に発刊された文献と雑誌の特集をレビューすると共に、年ごとに重点テーマを絞り、研究論文も含め、より詳細に分析することとした。

第5報では、「性的虐待」と「発達心理学の教科書の分析」をテーマとした。

今回扱うテーマは、「子ども虐待と発達障害との関連」である。子ども虐待と発達障害とは、共に90年後期以降、社会的に大きな問題として取り上げられてきた問題である。近年、子ども虐待が発達障害を生じさせるなど、この関係が決して小さくないことが指摘されるようになってきている。90年後半以降のこのテーマに関連した研究論文や文献等を概観、分析し、理解や視点の変遷を明らかにしようと試みた。

また本報告においては、2008年に発刊された文献や雑誌の特集を一覧にしているが、その中から4冊を取り上げ、文献紹介をすることとした。

児童虐待に関する文献研究は今後も引き続き行っていくが、今後も1年ごとの子ども虐待に関する研究、文献等のリスト作成と一部紹介を行うと共に、重点テーマを設定し、それについての研究論文等をより詳細にレビューし、分析を行っていく方針である。

なお、本報告からは、児童虐待に関するテーマを広く扱うため、これまでの「児童虐待の援助法に関する文献研究」から「児童虐待に関する文献研究」にタイトルを変更した。

目 次

はじめに

第1部 子ども虐待と発達障害の関連に焦点をあてた文献の分析 1

1. 虐待のハイリスク要因としての発達障害

2. 虐待の結果としての発達障害

3. 発達障害概念の拡大

4. まとめ

引用文献

表1-1 児童虐待と発達障害に関する論文（2008年まで）

第2部 2008年の子ども虐待に関する文献一覧と文献紹介 13

表2-1 2008年の児童虐待に関する書籍（和書）

表2-2 2008年の児童虐待に関する書籍（訳書）

表2-3 2008年の児童虐待に関する雑誌特集号

表2-4 2008年の児童虐待に関する論文

文献紹介1 原田綾子『「虐待大国」アメリカの苦悩—児童虐待防止への取り組みと家族福祉政策』

ミネルヴァ書房

文献紹介2 庄司順一 他『アタッチメント—子ども虐待・トラウマ・対象喪失・社会的養護をめぐって』

明石書店

文献紹介3 アンデシュ・ニューマン 他『性的虐待を受けた少年たち ボーイズ・クリニックの治療記録』

新評社

文献紹介4 松本雅彦 他『発達障害という記号』批評社

第1部

子ども虐待と発達障害の関連に 焦点をあてた文献の分析

1. 虐待のハイリスク要因としての発達障害

子ども虐待と発達障害はどちらも1990年代から社会的注目を集めるようになったが、その当時両者の関係性を指摘する論考はほとんど見られていない。当時の発達障害は先天的な脳の障害として理解されており、一方、子ども虐待は、当然のことながら極めて環境的な問題であり、それによる症状や問題は後天的であると理解されていた。そのため、両者が全く別の次元の問題として扱われるのは自然であったといえよう。子ども虐待は主に児童福祉の臨床領域で扱われる傾向があり、これに対して発達障害は、子どもの先天的障害として、主に医療や教育分野で扱われる問題であった。

両者の関連性が注目されるようになったのは、先天的な発達障害が、養育者の虐待行為を誘発する危険性に対する指摘からである。例えば門（1999）は、子ども虐待と発達障害との関係性において、「虐待を誘発しやすいリスクファクター」として発達障害をとらえ、特に注意欠陥多動性障害（ADHD）が虐待を誘発しやすいことをあげている。白石（2005）も、発達障害を「先天的な障害であり、育て方や育児環境を原因とする後天的な障害ではない」とした上で、発達障害が「虐待のハイリスク」の要因となることを強調している。1990年代後半から2000年代中頃にかけて、このような「虐待発生のリスクファクター」として発達障害を指摘する論考が目立つようになる。（浅井他,2002；白石,2004；定元,2005）。さらにこうした視点を支持した上で、松原他（2001）は、乳幼児健診が発達障害の早期発見のみならず、虐待の予防において意味があることを強調している。中根（2007）も「医学的な障害（引用者注：発達障害）を発見することができず、不適切な対応を放置することが結果として補償要因（引用者注：虐待発生を防ぐための因子）を減らしてしまうことにつながる」と述べ、早期診断の重要性を指摘している。発達障害の早期発見・支援が、虐待防止に有効として、乳幼児健診を重視する報告が増えていく（松原他,2001；横田,2006；岡他,2006；中村,2008）。

このことは乳幼児健診の場に限らない。例えば、平岡（2005）は児童相談所が受理する児童虐待ケースの中に高機能広汎性発達障害が疑われるケースがあることを指摘し、先天的なハンディが不適切な養育に影響を与える可能性を念頭に置いて援助にあたるべきであると唱えている。浅井他（2002）は、あいち小児保健医療総合センターの育児支援外来を受診した児童の中で、虐待に至ったケースおよびそのリスクが高いケースのうち6割が軽度発達障害合併症例であったことを示し、「発達障害の存在そのものに気付かれていないために、子ども側の要因が無視され、周囲が親の育児を責める結果となり、そのことが親側の不適切な関わりをさらに憎悪させるケースが非常に多いこと」を指摘している。

また、子ども虐待の要因として、養育者の発達障害を指摘する報告もある。浅井他（2005）は、子ども虐待ケースの親側の要因として高機能広汎性発達障害が存在するケースがあるとし、親への治療を積極的に行う必要のあることを指摘した。杉山（2007a）は、あいち小児保健総合センターを受診した203名の広汎性発達障害の内、母子ともに高機能広汎性発達障害という組み合わせが36組あり、その内28組（78%）に虐待が認められたとして、母子ともに高機能広汎性発達障害の組み合わせが子ども虐待のハイリスクになることを指摘した。

2. 虐待の結果としての発達障害

同時期、発達障害がその後に発生する虐待のリスクファクターとなるとの指摘に対して、被虐待体験が発達障害様症状を形成あるいは促進するという指摘も散見している。例えば、浜谷（2002）は、被虐待児が、ADHDの多動・衝動性という行動特徴を高率で持ち合わせていることを指摘した上で、その違いとして「（引用者注：ADHDの子のように）外界からの刺激に反応して多動になるというよりも、（引用者注：被虐待児は）内から湧き上がる不安感を鎮めようとして多動・衝動的になっているよう」であると指摘している。つまり被虐待児の多動・衝動性は発達障害ゆえのものではなく、虐待体験によって形成された全く別次元からくるとの指摘である。被虐待児の多動・衝動性については、児童福祉施設等の臨床現場では頻繁に観察され、被虐待児の示す一つの特徴的な症状とされていた（四方他,2001）。

定森（2002）は、被虐待体験が発達障害の原因となり得るとし、虐待と発達障害との関係を、①虐待を受けたことによる発達障害、②発達障害であるがために虐待を受けてしまう、③発達障害を持っている保護者が主にその障害のもつ問題ゆえに虐待してしまう、の3つに整理している。

またこの時期、脳科学の領域で、虐待体験のある成人の脳の形成学的な異常についての国外の知見が日本で紹介され始める。虐待が脳の機能や構造に影響をもたらすとしたTeicher（2002）の報告を石浦は邦訳、報告し、虐待という環境的要因が脳の機能障害に関与する可能性を提示した。Teicherと共同研究を行った友野（2006）は虐待体験という「子ども時代の（精神的）ストレスは、その後の脳の発達における2つの決定的な要素（シナプス形成および髄鞘形成）に影響を与える」と述べている。

杉山他（2006a）は、あいち小児保健総合センターを受診した被虐待児492名を分析した結果、270名（55%）に何らかの発達障害の診断が可能であったことを示した。さらに被虐待児の臨床像が、幼児期には反応性愛着障害の症状を示し、小学生になると多動性障害が目立ち、思春期に向けて解離や外傷後ストレス障害が明確になり、その一部が非行に推移するという症状の変遷を述べ、併せて虐待体験者の脳画像所見を示した国外の研究が広範囲にわたって異常所見を認めていることから、被虐待児を「第4の発達障害」とみなすことを提唱した。

同氏（2007a；2007b）は、翌年にさらにケース数を増やし、575名の被虐待児を分析した結果、22名の児童が反応性愛着障害と広汎性発達障害の診断基準を満たしたとし、その識別は治療を行いながら症状の変化をとらえることで可能であると述べている。症状の変化とは反応性愛着障害の場合、抑制型から脱抑制型への変化、ひねくれ行動の出現などである。ただし、年齢が高くなるとこうした変化が生じにくい点についても指摘している。また虐待と広汎性発達障害との関連性について、虐待の臨床においては広汎性発達障害の問題が注目されず、広汎性発達障害の臨床において、虐待の問題が注目されてこなかった点を指摘し、相互が密接に関係していることを理解することの必要性を説いた。

また杉山（2006b；2007b）はその治療についても言及している。まずは虐待関係からの保護と愛着を形成できる愛着対象者の提供、次いで刺激を減らした生活の構造化によって行動化を鎮めること、その上での薬物療法による衝動のコントロール、および、解離に焦点を当て、状況依存的衝動行為と過覚醒状態の統制を目的とした、さらには外傷性のフラッシュバックに対する対処を目的とした個別

の精神療法が有効であると述べ、環境構造を含めた包括的な治療が必要であると説明している。

虐待と発達障害との関係、特に虐待が発達障害を生むという視点は、2000年代中頃の杉山を中心とした一連の報告を機に注目が集まったといえよう。杉山は2007年に、これまでの報告をまとめ、『子ども虐待という第四の発達障害』との直接的で印象強いタイトルの著作を刊行している。ちなみに、第1が精神遅滞、肢体不自由などの古典的発達障害、第2が自閉症症候群、第3が学習障害、注意欠陥多動性障害などの発達障害、第4が発達障害としての児童虐待である。

杉山の指摘をまとめると、子ども時代の被虐待体験が脳の機能に何らかの影響をもたらし、特異な発達障害を生じさせ、その症状の表れは、一つの診断カテゴリーに収まらないほどの状態の多様さや年齢による変化を生じさせるということである。このため一つの診断名の背景に、先天的なものと虐待による影響の双方が想定され、この点について例えば遠藤他（2006）は、先天的なADHDでなくとも虐待の後遺症としてADHD様の症状を呈することはまれではないとし、発達障害と情緒障害の両方の視点を持つ必要性を述べている。

3. 発達障害概念の拡大

子ども虐待が発達障害を生むという視点を含め、子ども虐待と発達障害との関係が注目を集める中、2008年に発達障害学会の機関紙である『発達障害研究』第30巻2号で、「発達障害と子ども虐待」という特集が生まれ、両者の関係性について複数の専門家の論評が掲載されている。その中で宮本（2008）は、両者の関係性を「発達障害が虐待の背景要因となっている状況」と「子ども虐待の結果として発達障害が生じている状況」と大きく分け、前者をさらに「子どもが発達障害の場合」と「保護者が発達障害の場合」とに整理し、後者の「虐待の結果として発達障害が生じている状況」を「発達障害の出現」と「発達障害の増悪」の2つに分類している。虐待の結果として生じる発達障害としては、身体的虐待による脳への直接的損傷と長期間のネグレクトが原因の知的障害、虐待の結果としてのADHD様特徴と「広汎性発達障害」様特徴をあげている。また杉山の提唱した「第4の発達障害」について、「確かに『発達障害』とみなすことは可能とも思われる。一方、被虐待児は、様々な精神障害も合併しやすいことが知られており、精神障害も脳機能の障害とみることも可能であり、被虐待児にみられるそうした精神障害と『発達障害』とをどこで区切るかなどの課題はあるかもしれない」と述べている。

林（2008）は、発達障害の子どもと虐待を受けた子どもとが適応困難となる過程について、発達障害の場合、素因的な認知特性により、予測のし難い不安な体験を繰り返し、不安とそれへの対処困難さから生じるパニック行動ゆえに適応困難となるのに対して、被虐待児の場合、主観的体験は予期せぬ事象の連続で、そのために不安とパニック行動を誘発してしまうという。両者のもともとの原因は異なっても、二次障害の発生メカニズムには類似性があると指摘する。

玉井（2008）は、発達障害と虐待の結びつきは、次の3極に集約されるとした。A「子どもの発達障害に対する理解と受容に問題があり」、結果として虐待的対応に傾斜していくもの。B「虐待的な養育がおこなわれてきたことで、子どもに発達障害に類似・酷似した状態像が生じ」、その結果さらな

る虐待状況へと悪循環に至っていくもの。C「保護者自身に発達障害的な特性があるために親子関係の構築に困難が生じている」もの。こうした整理の上で、AとBの特徴的なケースを報告し、支援に必要な視点をまとめている。Aの場合、その中心に障害の否認というテーマがあり、否認の背景として、子どもの発達に関する知識不足、保護者に発達障害がある場合、認めることができない家族システムなどをあげている。Bの場合は、親の養育態度を修正に向かわせるには相当の困難があるものの、その道筋として、「①子どもへ対応する困難さを前面に出して保護者との共感的な関係を樹立、②子どもの行動を適切に統制するための具体的なかかわり方の試行と評価、③かかわり方を変えたことの成果の確認と、これまでのかかわり方の問題点の自覚、④不適切なかかわり方をしてきた背景としての虐待的な心情への介入、といった手順が考えられる」と述べている。保護者に発達障害がある場合は、「具体的なかかわり行動の例示を伴った教育的アプローチが重要になる」と述べている。

いずれの論考も、被虐待体験が発達障害を生じさせる可能性を肯定し、それを含めて発達障害の背景要因を整理し、その発症メカニズムや対応等を検討している。これらは白石（2005）らの指摘にあった「発達障害は先天的な脳の器質障害を根拠とする」という理解に変更を求めるものである。しかし後天的な脳障害や発達障害を認めた場合、少なくとも次の2つの疑問が生じてくる。

①児童虐待が背景にある発達障害と先天的な発達障害の識別はどのようになされるのか。

②どこまでを発達障害とみなすのか。

①について、杉山（2007b）は治療を行いながら症状の変化をとらえることで識別は可能であると述べた。しかしこの識別は非常に困難であると指摘する声は多い。さらには、そもそもそうした識別が必要であるかという指摘もある。田中（2007a；2007b）は、被虐待児と広汎性発達障害との間には「過緊張、衝動性、攻撃性、解離体験」が重なり、被虐待児と注意欠陥多動性障害との間には「多動性、衝動性、攻撃性」が重なりやすいとした上で、その識別は非常に難しく、それを識別しようとするのは先天的なものか環境的なものかの正答を得られない課題への接近であり、答えを求めて過去に焦点を当てることよりも、これからをどう生きるかの未来に焦点を当てることが重要であると述べている。

②について明確な回答を述べた論考は見られない。2004年に制定された「発達障害者支援法」では、「『発達障害』とは、自閉症、アスペルガー障害その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう」とし、「法の対象となる障害は、脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもののうち、ICD-10における『心理発達の障害（F80-F89）』及び『小児（児童）期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害（F90-F98）』に含まれる障害であること」とされている。F90-F98には、脳の障害とは無縁であろうとみなされがちな行為障害、反応性愛着障害、分離不安障害等が含まれていることに留意が必要である。法律では、発達障害の定義の中心に脳機能の障害をおき、その上で多様な診断分類を発達障害として認めており、すでに発達障害概念の拡大が見取れる。

一方で、精神医学的診断（ICDやDSMの診断基準）においては、脳の所見を前提にはしていない。

この点について、滝川（2008）は、発達障害の診断について、「発達障害をめぐる解説書、啓蒙書を開くとそのほとんどに判で押したように『なんらかの脳障害』ないし、少し曖昧にぼかして『脳の機能障害（機能不全）』が原因とか原因に推定されるとか述べられている。けれども、実際にはDSMでもあきらかなごとく、脳の所見のいかんは診断基準にまったく入っていない。脳障害（脳機能障害）を証明ないし推測させる検査所見から、それを根拠に診断しているわけでは全然ないのである」と指摘をしている。DSMやICDに基づいた精神医学診断においては、発達障害と診断されたとしても、それは症状や問題のある診断カテゴリーに分類したにすぎず、先天的か否か、あるいは脳障害があるか否かは全く問われていないということである。

このように発達障害を扱う上で重要な異なる領域で、発達障害についての認識に根本的な差が見られるのである。このことは、一般も含めて多くの現場における発達障害への理解に誤解を生じさせよう。先述した法的な定義では、発達障害が脳機能の障害を根拠にしていながら、そこで用いられているICDの診断は、脳障害の有無を問題にしていない。このことを理解していなければ、医師が診断したら脳障害であるとの誤解を招きかねない。また発達障害は先天的なものとの認識が一般的であるため、概念の拡大によって、例えば明らかに環境的な背景を持つ行為障害までもが先天的な障害と理解される可能性もないとは言えない。実際ある領域（例えば教育現場）では発達障害と理解されていた子どもが、別の領域（例えば福祉領域）では、愛着障害と理解されるなど、発達障害の認識に混乱が生じている状況は見受けられる。

4. まとめ

子ども虐待と発達障害との関連について文献を整理、分析し、1990年代の終わりから始まる流れについて、「全く別の領域の問題として扱われていた段階」から「発達障害が虐待のリスクファクターであるとした段階」、そして「被虐待体験が発達障害を生じさせる可能性を認識したと共に、発達障害概念が拡大した段階」へと進む変遷が明らかとなった。特に「人生早期の虐待的環境が脳に影響をもたらす」という杉山（2006a）の指摘は、脳の機能障害を原因とした病理の幅を、これまで主に先天的なものに限られていた病理から環境因（特に乳幼児期の不適切な環境）を原因とする病理にまで拡大させることとなった。このことは同時に、これまで脳の障害というと、押し並べて先天的なものとしてされやすい一般的な認識に対して、その修正を求めた点で意義が大きいといえよう。現段階では脳障害あるいは脳の機能障害が生じるレベルについては少なくとも以下の3つに整理されよう。

①遺伝子レベルの障害

②胎児期・周産期に被る障害

③出生後に被る障害

①および②はこれまで先天的な脳障害とされてきたものである。杉山の指摘はここに③を加えたこととなる。シナプスの過形成と刈り込みによる脳神経のネットワーク構築が初期環境との相互性の中で育まれる等、脳の発達における人生初期段階での環境のもつ影響は非常に大きいことが分かっており、人生初期の劣悪な環境が脳機能に障害をもたらす可能性は否定できない。

ただ改めて環境のもたらす影響を考えてみれば、環境因による脳障害は③のみとは限らないことに気づく。②については近年、胎児虐待と呼ばれるように、自ら階段から落ちたり、パートナーに腹部を蹴らせるなど母体を故意に傷つけたり、高ストレス下にある母親の母体環境の汚染等が問題視される場所である。また①についても人工的な遺伝子操作や環境物質の遺伝子への影響等、環境によるこのレベルへの影響も指摘されている。つまり、先天的とされてきた胎児期の発達に対する環境的影響が無視できなくなっている。必要なことは、あらゆるレベルに環境が影響するとして、それぞれのレベルで受ける影響が、どの程度なのか、そしてどのようなメカニズムによって影響を受けるのかが明らかにされることであろう。これは現段階では到底解決困難な課題と思われる。

一方で、こうした認識の変化は発達障害概念の拡大を招くことになった。これについて宮本（2008）は「精神障害も脳機能の障害とみることも可能」と指摘しており、こうなると脳の機能障害の範疇はますます拡大し、それに併せて様々な問題が発達障害概念に組み込まれていくことになる。こうなると発達障害がそもそも何であったのかという本来の定義がぼやけていくことになる。改めて定義の整理を早急に行うべきではなかろうか。

また、法的定義では、脳の機能障害を定義の中心におくが、発達障害（明確に脳損傷がある場合を除く）の疑われる子どもの脳の異常所見を見出すことは現段階では不可能で、あくまでそれを推定しているにすぎない。杉山（2006b）の報告も、受診した被虐待児の脳を直接調べたものではなく、脳科学研究上の知見と仮説をもとに導き出された所見である。さらに脳科学研究においてさえも、被虐待児や発達障害児といわれる子どもの脳のどこにどのような障害があるかを示した研究は現在までに存在せず、成人の脳所見や動物実験レベルのデータから、虐待がもたらす脳への影響についていくつかの仮説が示されている段階である。

まだ十分に明らかでない脳の機能障害あるいは脳障害をベースに論議が展開されていることが、発達障害の定義の拡大を促し、臨床現場に混乱をもたらしてはいないだろうか。滝川（2008）が指摘したように、DSMの発達障害の診断基準では、脳障害が全く問題にされていないのであるが、例えば、症状が発達障害の診断基準を満たし、そう診断された子どもが、法的な枠組みの中では、先天的な脳障害として扱われたとしたら大きな問題と認識すべきだが、実際の臨床現場では、こうした事態が少なからず起きている。医師が発達障害と診断し、先天的な脳の障害と理解され服薬や治療プログラムを受けていた子どもが、施設に入所し、安定した生活に馴染むにつれ、比較的早期に診断基準を満たした各種症状が改善されるケースが少なくないのも、こうした事情が背景にあるのではなかろうか。発達障害とは何なのか、改めてその概念の整理を行うことが求められる。

脳障害か否か、あるいは先天的か環境かといった原因への追求、さらには環境が生体に及ぼす影響を特定することなどは、「正答の得られない課題に踏み込んでいった」という田中（2007b）の指摘を真摯に受け止める必要がある。臨床現場を考えたときには、脳の障害か否かを二律背反的にとらえて、その識別を明らかにすることよりも、全てが複雑に絡み合ったものとしていったんは受け入れ、その子どものもつ症状や問題の背景の個別的な理解に努めるべきである。特定の診断名にくくられて理解の幅が狭く、あるいは偏らないように、乳幼児期を重視した生育歴の把握、親子関係を中心にし

ての家族状況の把握、日常の行動観察等、ケースの全体像について、総合的に情報を把握、分析することである。田中（2007b）が指摘しているような、その子が「これからをどう生きるかの未来に焦点を当て」、その子の今あるあり様の成り立ちの理解に努め、援助のあり方を検討していくという個別かつ総合的なアセスメントが必要である。このことは、心理臨床における本来的な原則でもある。発達障害流行りの観がぬぐえない昨今、誤解を招く診断名によって子どもを偏った枠組みにはめ込んでしまうことは厳に避けねばならない。心理臨床の本来原則に立ち返り、子どもを丁寧にみつめていくことこそ、今の臨床現場に求められているといえよう。

(増沢高)

<引用文献>

- 浅井朋子他（2002）「育児支援外来を受診した児童79人の臨床的検討」小児の精神と神経 42（4），pp.293-299
- 浅井朋子他（2005）「高機能広汎性発達障害の母子例への対応」小児の精神と神経 45（4），pp.353-362
- 遠藤太郎他（2006）「多動と子ども虐待」そだちの科学 6，pp.67-71
- 浜谷直人（2002）「虐待・ネグレクトを受けた子どもの行動と保育」人文学報 327，pp.25-45
- 林隆（2008）「発達障害の危険因子・増悪因子としての子ども虐待」発達障害研究 30（2），pp.20-29
- 平岡篤武（2005）「児童虐待通告に見られる高機能広汎性発達障害を疑う相談事例」子どもの虐待とネグレクト 7（1），pp.6-13
- 門真一郎（1999）「発達障害と虐待－情緒障害児短期治療施設でのケア」世界の児童と母性 47，pp.32-34
- 松原巨子他（2001）「子どもの発達障害と児童虐待－母親のSOSをどう把握し、予防的対応を行うか」へるす出版生活教育 45（7），pp.23-28
- 宮本信也（2008）「発達障害と子ども虐待」発達障害研究30（2），pp.13-19
- 中村敬（2008）「乳幼児健康診査の現状と今後の課題」母子保健情報 58，pp.51-58
- 中根成寿（2007）「障害は虐待のリスクか？－児童虐待と発達障害の関係について」福祉社会研究 8，pp.39-49
- 岡聡子他（2006）「乳児健康診査（1歳6カ月・3歳）のあり方の再検討について－発達障害児支援および児童虐待早期予防の観点から」アディクションと家族 23（1），pp.78-85
- 定森露子（2002）「虐待と発達障害」教育 52（11），pp.28-34
- 定元ゆきこ（2005）「発達障害と児童虐待－非行臨床の立場から見えるもの」子どもの虐待とネグレクト 7（3），pp.313-318
- 白石雅一（2004）「児童虐待と児童福祉実践－発達障害児の家族支援現場から」福音と社会 43（2），pp.18-25
- 白石雅一（2005）「発達障害と児童虐待－予防と早期介入に関する実践報告と考察」宮城学院女子大学発達科学研究 5，pp.31-43
- 杉山登志郎（2006a）「発達障害としての子ども虐待」子どもの虐待とネグレクト 8（2），pp.202-212
- 杉山登志郎（2006b）「子ども虐待と発達障害：第4の発達障害としての子ども虐待」小児の精神と神経 46（1），pp.7-17
- 杉山登志郎（2007a）「高機能広汎性発達障害と子ども虐待」日本小児科学会雑誌 111（7），pp.839-846
- 杉山登志郎（2007b）『子ども虐待という第四の発達障害』学習研究社
- 滝川一廣（2008）『「発達障害」をどう捉えるか』松本雅彦・高岡健（編）『発達障害という記号』批評社，pp.44-56
- 玉井邦夫（2008）「発達障害と虐待状況が絡み合う事例への援助」発達障害研究30（2），pp.40-48

- 田中康雄 (2005) 「発達障害への早い気づきとじっくりとした対応」 児童心理 59 (16), pp.1532-1536
- 田中康雄 (2007a) 「軽度発達障害と児童虐待との微妙な位置関係」 現代のエスプリ 474, pp.197-194
- 田中康雄 (2007b) 「問題行動・精神所見の見方」 小児科臨床 60 (4), pp.709-715
- Teicher, M. H. (2002) Scar that won't heal: The neurobiology of child abuse. Scientific American, March 2002. (タイ
チャー, M・H 石浦章一 (訳) (2002) 「児童虐待が脳に残す傷」 日経サイエンス 32 (6), pp.46-55)
- 友田智美 (Teicher, M. H.監修) (2006) 『いやされない傷－児童虐待と傷ついていく脳』 診断と治療社
- 横田俊一郎 (2006) 「乳幼児健診における心の問題の発見と対応」 母子保健情報 54, pp.94-99
- 四方耀子 他 (2001) 「育ち直りを援助する－情緒障害児短期治療施設でのチームワークによる援助」 臨床心理学 1 (6)

表1-1 児童虐待と発達障害に関する論文 (2008年まで)

年	論文
1999	門真一郎 「発達障害と虐待—情緒障害児短期治療施設でのケア」 世界の児童と母性 47, pp.32-34
2001	松原巨子 他 「子どもの発達障害と児童虐待—母親の SOS をどう把握し、予防的対応を行うか」 へるす出版生活教育 45 (7), pp.23-28
2002	浅井朋子 他 「育児支援外来を受診した児童 79 人の臨床的検討」 小児の精神と神経 42 (4), pp.293-299 定森露子 「虐待と発達障害 (特集 困難を抱える子どもたちへの支援—発達障害をどうとらえるか)」 教育 52 (11), pp.28-34 タイチャー, M・H (石浦章一:訳) 「児童虐待が脳に残す傷」 日経サイエンス 32 (6), pp.46-55
2003	金子龍太郎 「被虐待児の発達障害を改善する施設の提言—臨床発達心理学と協働する臨床福祉学に向けて」 竜谷大学社会学部紀要 22, pp.41-47
2004	白石雅一 「児童虐待と児童福祉実践—発達障害児の家族支援現場から」 福音と社会 43 (2), pp.18-25 白石雅一 「児童虐待と児童福祉実践—発達障害児の家族支援現場から」 福音と社会 43 (3), pp.16-33
2005	浅井朋子 他 「高機能広汎性発達障害の母子例への対応」 小児の精神と神経 45 (4), pp.353-362 藤川洋子 「アスペルガーと虐待の不思議な関係」 そだちの科学 5, pp.77-81 平岡篤武 「児童虐待通告に見られる高機能広汎性発達障害を疑う相談事例」 子どもの虐待とネグレクト 7 (1), pp.6-13 白石雅一 「発達障害と児童虐待—予防と早期介入に関する実践報告と考察」 宮城学院女子大学発達科学研究 5, pp.31-43 下泉秀夫 「障害児と虐待」 小児科診療 68 (2), pp.227-233 但田孝之 「生育歴を読む—生育歴が語ること、生育歴による心理診断—育てやすい子、育てにくい子、母の大変さ、苦しみへの共感—指差し、模倣、概念発達—生育歴に現れる発達障害のサイン (自閉症の診断)—模倣と虐待」 北海道中央児童相談所研究紀要 27, pp.65-111 田中康雄 「発達障害への早い気づきとじっくりとした対応」 児童心理 59 (16), pp.1532-1536 富田拓 「思春期の非行・行為障害」 小児科診療 68 (6), pp.1057-1064 「育児不安・児童虐待・発達障害—子育てに困っている親への援助」 児童心理 59 (12 臨増), pp.1-174 「特集 発達障害と児童虐待」 子どもの虐待とネグレクト 7 (3) 田中康雄 「発達障害と児童虐待 (Maltreatment)」 定本ゆきこ 「発達障害と児童虐待—非行臨床の現場から見えるもの」
2006	遠藤太郎 他 「多動と子ども虐待」 そだちの科学 6, pp.67-71 間宮正幸 「成長・発達の困難と『自己』の形成—軽度発達障害・子ども虐待の検討から」 心理科学 26 (1), pp.1-12 野村陽平 他 「青年精神医学における現在の問題」 医学のあゆみ 217 (10), pp.929-934 岡聡子 他 「幼児健康診査 (1歳6カ月・3歳) のあり方の再検討について—発達障害児支援および児童虐待早期予防の観点から」 アディクションと家族 23 (1), pp.78-85 岡田尊司 「青年期パーソナリティ障害の特徴—発達とパーソナリティの接点を探る」 医学のあゆみ 217 (10), pp.948-952 齋藤知子 「要保護児童における発達障害の問題について」 子どもの虐待とネグレクト 8 (1), pp.39-50 杉山登志郎 「子ども虐待と発達障害:第4の発達障害としての子ども虐待」 小児の精神と神経 46 (1), pp.7-17 杉山登志郎 「発達障害としての子ども虐待」 子どもの虐待とネグレクト 8 (2), pp.202-212 高橋智 他 「軽度発達障害児の学校不適応問題の実態と対応システムの構築に関する実践的研究」 明治安田こころの健康財団 研究助成論文集 42, pp.13-22 田中康雄 「発達障害と児童虐待」 子どもの虹情報研修センター紀要 4, pp.34-47 横田俊一郎 「乳幼児検診における心の問題の発見と対応」 母子保健情報 54, pp.94-99
2007	平岩幹男 「主訴が多い、はっきりしない」 小児科診療 70 (11), pp.1830-1832 今野芳子 「『不登校』の多様化に対応できる実践力—教員のアセスメントの的確性」 京都文教短期大学研究紀要 46, pp.92-108 井上登生 「非器質性発育不全」 小児科臨床 60 (4), pp.625-631 金井剛 「精神障害・発達の診断 (2) 児童虐待と精神障害・発達障害との関連について」 児童養護 38 (2), pp.35-38 牧正興 「愛着障害および発達障害の特別支援教育に関する一考察—反応性愛着障害 (抑制型) の事例から」 臨床心理学 4, pp.59-64 溝口洋子 他 「ネグレクトによる成長障害を呈した1例」 小児科臨床 60 (8), pp.1731-1735 中根成寿 「障害は虐待のリスクか?—児童虐待と発達障害の関係について」 福祉社会研究 8, pp.39-49 中鹿彰 「発達障害と児童虐待」 追手門学院大学心理学部紀要 1, pp.159-172

	西尾加奈子	「高機能広汎性発達障害児の家庭環境に対する一考察—児童虐待と発達障害との関連性についての比較検討」 武庫川女子大学発達臨床心理学研究所紀要 9, pp.139-144
	野村和代 他	「被虐待児とその養育者に対する治療的アプローチについての一考察」 発達心理臨床研究 13, pp.79-91
	杉山登志郎	「高機能広汎性発達障害と子ども虐待」 日本小児科学会雑誌 111 (7), pp.839-846
	田中康雄	「診察方法 問題行動・精神所見のみかた」 小児科臨床 60 (4), pp.709-715
	田中康雄	「軽度発達障害と児童虐待との微妙な位置関係」 現代のエスプリ 474, pp.187-194
	「特集 虐待・発達障害と里親養育」 里親と子ども 2	
	庄司順一 他	「虐待・発達障害と里親養育」
	久保田まり	「アタッチメントの機能と発達」
	宮本信也	「発達障害と子ども虐待」
	杉山登志郎	「絡み合う子ども虐待と発達障害」
	奥山真紀子	「アタッチメント—トラウマ問題」
	西澤哲	「虐待を受けた子どもの心理的特徴—トラウマと愛着の問題を中心に」
	海野千畝子	「解離」
	田村立 他	「虐待が脳の発達に及ぼす影響」
	青木豊	「愛着障害」
	原仁	「注意欠陥多動性障害—最近の話題」
	原田謙	「反抗挑戦性障害・行為障害」
	宮尾益知	「学習障害」
	杉山登志郎	「虐待を受けた子どもへの精神医学的治療」
	西澤哲	「虐待を受けた子どもの心理療法—トラウマに焦点をあてた心理療法を中心に」
	塩川宏郷	「行動への対応」
	中田洋二郎	「ADHD のペアレントトレーニング」
	山崎知克	「虐待を受けた乳児へのかかわり」
	宮島清	「虐待を受けた子どもを委託する場合—ソーシャルワークの立場から」
	兼井京子	「虐待を受けた子どもを委託する場合—里親支援の立場から」
2008	沖潤一 他	「児童虐待防止法改正後の 3 年間に一地方都市で起きた重篤な子ども虐待 4 例について」 日本小児科学会雑誌 112 (10), pp.1562-1566
	長島明純	「信頼関係がづくりにくい子への援助—被虐待児・発達障害のある子との交流から」 児童心理 62 (1), pp.69-74
	中村敬	「乳幼児健康診査の現状と今後の課題」 母子保健情報 58, pp.51-58
	松田博雄	「発達障害と子ども虐待」 月刊地域保健 39 (11), pp.22-33
	栗山貴久子	「発達障害と子ども虐待」 小児科臨床 61 (12), pp.2585-2590
	東誠	「児童精神科臨床から成人期臨床に求めるもの—医療的視点から」 臨床精神医学 37 (12), pp.1571-1579
	西川みち子	「発達障害と児童虐待—事例研究を中心として」 高野山大学論叢 43, pp.1-19
	石崎優子 他	「日本小児科学会学校保健・心の問題委員会 入院中の患児・家族を支援するシステムに関する二次調査—平成 19 年度アンケート調査：入院患児の心の問題の発見」 日本小児科学会雑誌 112 (3), pp.556-562
	平岩幹男	「思春期の性の社会的背景と問題点」 小児科診療 71 (8), pp.1397-1401
	田中康雄	「法と心理学会第 8 回大会 特別講演 発達障害と虐待、そして加害行為について」 法と心理 7 (1), pp.23-35
	東誠	「発達障害と児童虐待」 治療 90 (8), pp.2281-2285
	後藤武則 他	「栃木県の児童養護施設における発達障害児の実態と処遇」 宇都宮大学教育学部教育実践総合センター紀要 31, pp.357-363
	「特集 発達障害と子ども虐待」 発達障害研究 30 (2)	
	宮本信也	「企画趣旨」
	宮本信也	「子ども虐待の理解」
	宮本信也	「発達障害と子ども虐待」
	林隆	「発達障害の危険因子・増悪因子としての子ども虐待」
	下泉秀夫	「発達障害のある子どもへの医療機関での育児支援」
	玉井邦夫	「発達障害と虐待状況が絡み合う事例への援助」
	杉山登志郎	「子どものトラウマと発達障害」
	林真由美 他	「知的障害をもつ成人男性の性ニーズと性知識に関する調査」
	渡辺明広	「通常学校の「特別支援教育コーディネーターチーム」の取り組み：S 県内の特別支援教育コーディネーターの複数指名校についての調査研究」

第2部

2008年の子ども虐待に関する文献一覧と 文献紹介

表 2-1 2008年の児童虐待に関する書籍（和書）

著者・編者	書籍名	出版社
アムネスティインターナショナル日本	子どもの人身売買—売られる子どもたち	リブリオ出版
朝日新聞 大阪本社編集局	ルポ 児童虐待	朝日新聞出版
藤岡 孝志	愛着臨床と子ども虐待	ミネルヴァ書房
古川 孝順, 田澤 あけみ	現代の児童福祉	有斐閣
藤岡 淳子	関係性における暴力	岩崎学術出版社
原田 綾子	「虐待大国」アメリカの苦闘—児童虐待防止への取組みと家族福祉政策	ミネルヴァ書房
馳 浩	ねじれ国会方程式—児童虐待防止法改正の舞台裏	北國新聞社
林 浩康	子ども虐待時代の新たな家族支援—ファミリーグループ・カンファレンスの可能性	明石書店
平田 治	虐待された少年とともに—出会って5年・教師がみつけたこと	一莖書房
本間 博彰	子ども虐待と関連する精神障害	中山書店
井上 直美, 井上 薫	子ども虐待防止のための家族支援ガイド—サインズ・オブ・セイフティ・アプローチ入門	明石書店
井上直美	児童虐待の再発防止のための親教育プログラムに関する研究	日本福祉大学
石川 瞭子	性虐待をふせぐ—子どもを守る術	誠信書房
金子 善彦	くもりガラスの人間関係—子へ、親へ、そして自分へ、虐待の世代間連鎖	中央法規出版
数井みゆき	施設等にいる虐待された乳幼児に対する愛着障害と PTSD の検証とインターベンション 文部科学省科学研究費補助金研究成果報告書	茨城大学
小林 登/監修, 川崎 二三彦, 増沢 高/編著	いっしょに考える子ども虐待	明石書店
河野 朗久	傷痕の真実—監察医の見た児童虐待	新興医学出版社
工藤 律子, 篠田 有史	子どもたちに寄り添う—カンボジア 薬物・HIV・人身売買との闘い	JULA 出版局
松田 博雄	子ども虐待—多職種専門家チームによる取り組み（淑徳大学総合福祉学部研究叢書）	学文社
森田 ゆり	子どもへの性的虐待	岩波書店
成松 哲	凶暴両親	ソフトバンククリエイティブ
日本弁護士連合会子どもの権利委員会	子どもの虐待防止・法実務マニュアル	明石書店
信田 さよ子	加害者は変わるか?—DV と虐待をみつめながら	筑摩書房
野口 啓示	被虐待児の家族支援—家族再統合実践モデルと実践マニュアルの開発	福村出版
大國 美智子, 川並 利治	権利擁護相談事例集—財産侵害・借金・虐待への対応	中央法規出版
奥山 真紀子, 浅井 春夫	新版 保育者・教師のための子ども虐待防止マニュアル	ひとなる書房
才村 純	図表でわかる子ども虐待—保育・教育・養育の現場で活かすために	明石書店
庄司 順一, 久保田 まり, 奥山 真紀子	アタッチメント—子ども虐待・トラウマ・対象喪失・社会的養護をめぐって	明石書店
田上 時子, 女性と子どものエンパワメント関西	暴力防止の4つの力—期で学ぶ子どものエンパワメント	解放出版社
高橋 重宏	子ども虐待 新版—子どもへの最大の人権侵害	有斐閣
高橋 一弘, 村田 紋子, 吉田 眞理	児童の福祉を支える [演習] 養護内容	萌文書林
坪井 裕子	ネグレクト児の臨床像とプレイセラピー	風間書房
津崎 哲郎, 橋本 和明	最前線レポート 児童虐待はいま—連携システムの構築に向けて	ミネルヴァ書房
児童虐待問題研究会	Q&A 児童虐待防止ハンドブック	ぎょうせい

表 2 - 2 2008年の児童虐待に関する書籍（訳書）

著者・編者	書籍名	出版社
リチャード・ベア / 著 浅尾 敦則 / 訳	17人のわたし—ある多重人格女性の記録	エクスマレッジ
ランディ バンクロフト / 著 高橋 睦子, 中島 幸子, 山口 のり子 / 訳	DV・虐待加害者の実体を知る—あなた自身の人生を取り戻すためのガイド	明石書店
カーリーン コブ / 著 水澤 都加佐, 水澤 寧子 / 訳	傷つけられていませんか?—虐待的な関係を見直す (10代のセルフケア)	大月書店
Cristopher J. Hobbs, Helqa G. Hanks, Jane M. Wynne / 著 稲垣由子, 岡田由香 / 監訳	子どもの虐待とネグレクト—臨床家ハンドブック	日本小児医事出版社
バーバラ・ローエンサル / 著 玉井 邦夫, 森田 由美 / 訳	子ども虐待とネグレクト—教師のためのガイドブック	明石書店
ジョン・E・B・マイヤーズ, ジョン・ブリエール, C・テリー・ヘンドリックス, ルーシー・バーリナー, テレザ・A・ライド, キャロル・ジェニー / 著 泉 広恵, 小倉 利彦, 佐藤 まゆみ, 御園生 直美, 小木曾 宏 / 訳	マルトリートメント 子ども虐待対応ガイド	明石書店
アンデシュ・ニューマン, ベリエ・スヴェンソン / 著 太田 美幸 / 訳	性的虐待を受けた少年たち—ボーイズ・クリニックの治療記録	新評論
アンドリュー・ターネル, スージー・エセックス / 著 井上 薫, 井上 直美 / 監修	児童虐待を認めない親への対応—リゾリューションズ・アプローチによる家族の再統合	明石書店

表 2-3 2008年の児童虐待に関する雑誌特集号

①特集に“虐待”と明示されているもの（『子どもの虐待とネグレクト』を除く）

No.	雑誌名・巻号	特集名	特集の目次	著者
1	アディクションと 家族 24 (4)	改正児童虐待防止法施行 に向けて	特集にあたって 児童虐待防止法の改正と今後の課題について 児童虐待における警察の関与と連携 保険期間における親支援グループ等の現状と課 題 虐待する親の回復と法改正：MY TREE ペアレン ツ・プログラムの実践から 座談会：児童虐待防止法をめぐって	斎藤学 岩城正光 津崎哲郎 徳永雅子 森田ゆり 坪井節子・平川和子・ 斎藤学
2	立正社会福祉研 究 9 (2)	シンポジウム報告：日本・ 韓国における児童虐待・ 性虐待の諸相	韓国における青少年たちの性意識・性問題の理 解と性非行に対する社会的対応様式 児童虐待の本当の姿を考える—家族支援の立場 から 育児、児童虐待、少年非行	洪 奉銑 宮島 清 村尾 泰弘
3	被害者学研究 18	共同研究：児童虐待防止 に向けて	共同研究の趣旨 児童相談所の立場から 児童虐待防止に向けて—改正児童虐待防止法の 改正を中心にして— 児童虐待防止に向けての法制度	安部哲夫 片倉昭子 相澤仁 岩井宜子
4	母性衛生 49 (1)	DVと子ども虐待を考える —第 48 回日本母性衛生 学会学術集会ワーク ショップより	保健・医療の現場からできること DVと子ども虐待を考える—女性からの相談を通 して— 子ども虐待	加納尚美 池田ひかり 松山容子
5	心とからだの健 康 123	学校の役割と虐待への対応について		加藤曜子
6	発達障害研究 30 (2)	発達障害と子ども虐待	企画趣旨 子ども虐待の理解 発達障害と子ども虐待 発達障害の危険因子・増悪因子としての子ども 虐待 発達障害のある子どもへの医療機関での育児支 援 発達障害と虐待状況が絡み合う事例への援助 子どものトラウマと発達障害	宮本信也 宮本信也 宮本信也 林隆 下泉秀夫 玉井邦夫 杉山登志郎
7	刑事法ジャーナ ル 12	児童虐待をめぐる法整備 と課題	児童虐待をめぐる現況と課題 児童虐待の実態と法的対応 児童虐待と刑法理論—不作為による共犯を中心 として	林弘正 磯谷文明 平山幹子
8	精神科看護 357	児童虐待にかかわる視点	児童虐待の実態からみえてくる課題 児童虐待防止法改正の意義と課題 地域で暮らせる社会的養護を充実させたい—児 童養護施設での支援で感じること 児童相談所・児童福祉との連携を考える—地域 精神保健福祉の視点から 精神疾患をもつ母親と子どもを支える—訪問看 護ステーションが支援をつなぐ 子ども虐待へのチームアプローチ—あいち小児 保健医療総合センターにおける取り組み	天賀谷隆 才村純 伊達直利 向山晴子 寺田悦子・中野のみ 子 秋津佐智恵
9	子どもの権利研 究 13	岐路に立つ子ども政策— 厳罰主義か支援主義の道 か—虐待防止法の改正と 福祉の現場	福祉の現場から—児童相談所の活動から 家庭への強制介入と 2007 年法改正	佐藤隆司 吉田恒雄
10	厚生労働 63(11)	児童虐待の防止に向けて		雇用均等・児童家 庭局総務課児童虐 待防止対策室

11	こども未来 446	児童虐待防止のために	改正児童虐待防止法の円滑な運用をめざして～ 保護者援助ガイドライン等の概要 性的虐待への取り組みを 子どもの虐待防止センター（CCAP）の取り組み	才村純 杉山登志郎 龍野陽子
12	現代のエスプリ 496	性虐待の未然防止	インタビュー / 性虐待を生き抜いて—トラウマを 抱えて生きる意義 はじめに / 性虐待と性暴力のはざま—性虐待 の未然防止 児童期の現場からの報告—小学校の現場から 思春期の現場からの報告—中学生の事例から 青年期の現場からの報告—中期発見の視点 性的虐待を受けた子どもに代わって 児童養護施設における性被害・性加害の防止に 向けた取り組み 臨床心理士の立場からの援助と予防について 性犯罪被害者家族に対する警察の支援 「母と子のクリニック（精神科）」での取り組みか らの報告 事例から考える性虐待の予防—絵本を読んで学 んだこと 女性ライフサイクル研究所における性虐待防止の 取り組み 子ども虐待における性的虐待の動向	桂子・石川瞭子 石川瞭子 柳沼初江 佐藤量子 湯浅とも子 森時尾 津嶋悟 吉川由香 織田栄子 手塚一郎 齊藤麻里子 村本邦子 西澤哲

② “虐待” とは明示されていないものの、近接領域に関する特集

No.	雑誌名・巻号	特集名	特集の目次	著者
1	アディクションと 家族 25 (2)	ペドフィリア	特集にあたって メディアとペドフィリア—ロリコン文化はいかに消 費されたか 「加害者」を作り出すもの—子どもを狙う性犯罪 の取材から 加害当事者との対談 : 「やめたい」と思う自分は いたが、歯止めになるものがなかった 加害者—『児童性虐待—新たな理論と研究』第 4章 (全訳)	斎藤学 斎藤環 磯崎由美 Bさん 聞き手 / 斎 藤学 デイヴィット・フィン ケルホー 家族機 能研究所 / 訳

表 2-4 2008年の児童虐待に関する論文

(雑誌『子どもの虐待とネグレクト』を除く)

2008年	
安藤博	「教育の危機管理 虐待裁判を子どもの人権の立場から問うことの必要性」週刊教育資料 1054
青木紀久代	「学校でできる 子どものメンタルヘルス・サポート (9) 学校で家庭の問題と出会う (その1) 子ども虐待」児童心理 62 (13)
青木豊	「被虐待乳幼児に対するトラウマ治療と愛着治療」トラウマティック・ストレス 6 (1)
荒井葉子 他	「児童虐待防止のための医療機関と地域保健機関の看護職の支援と連携」人間と科学 8 (1)
新井肇 他	「担任として虐待を受けている子どもをどう支援するか? 教師カウンセラーのための生徒指導実践プログラム (8)」月刊生徒指導 38 (13)
別所文雄	「少子化対策」小児科診療 71 (11)
Wilma L. J. M. Duijst、甲斐克則 / 訳	「致死の経過を辿る児童虐待—オランダの解決」比較法学 41 (2)
遠藤浩	「自立援助ホーム—虐待を受けた子どもたちの心の安全基地」家庭裁判月報 604
圓入智仁	「児童虐待の数に関する一考察」中村学園大学・中村学園大学短期大学部研究紀要 40
藤本昌樹	「対人関係は子どもの脳や愛着の発達と関連があるのか?—Daniel Siegelの対人関係神経生物学の視点から」小児看護 31 (6)
藤澤大介 他	「日本語版 PTSD 症状評価尺度 (PSSI-J) の信頼性と妥当性の検証」臨床精神医学 37 (1)
藤田真幸	「乳幼児虐待への保育所の対応—当該乳幼児の登園日が減少した事例に対する援助」社会福祉学研究 3
藤原武男 他	「2歳未満児の虐待による頭部外傷の診断基準の提案」日本小児科学会雑誌 112 (4)
福島崇之	「Practical Stage 実例捜査セミナー 特殊な態様の乳児虐待事案」捜査研究 578
後藤武則 他	「栃木県の児童養護施設における発達障害児の実態と処遇」宇都宮大学教育学部教育実践総合センター紀要 31
原史子	「児童虐待調査にみる家族的背景と支援課題」金城学院大学論集 社会科学編 5 (1)
橋本力	「現場からのレポート 被虐待経験のある少年の事例」更生保護 59 (2)
東誠	「発達障害と児童虐待」治療 90 (8)
東誠	「児童精神科臨床から成人期臨床に求めるもの—医療的視点から」臨床精神医学 37 (12)
樋口亜瑞佐	「プレイセラピーにおける言葉のメタファの観点からの一考察—児童養護施設の被虐待児の事例から」心理臨床学研究 26 (2)
平岩幹男	「思春期の性の社会的背景と問題点」小児科診療 71 (8)
平田修 他	「虐待に起因する腸壁内血腫の1例」日本小児科学会雑誌 112 (6)
廣澤愛子	「『集合的な影』による心の傷とその癒しについて」心理臨床学研究 26 (5)
保延成子 他	「社会的養護の展開と課題」東京家政大学研究紀要 48 (1)
一場順子 他	「司法面接と諸専門領域にわたる多角的児童虐待の評価について」自由と正義 59 (11)
市川光太郎	「外傷 (小児虐待の場合も含めて)」救急医療ジャーナル 16 (2)
井上真	「悩み以前から悩みへ—被虐待児とのかかわりから」こころの科学 140
井関良美	「児童虐待への対応に関して諸機関の連携について—事例を通しての一考察」武庫川女子大学 人間学研究 23
石上里美	「虐待問題と精神保健福祉士」精神保健福祉 39 (1)
石川瞭子	「性虐待を受けた子への援助—危機段階に応じた援助の視点」児童心理 62 (12 臨増)
石川義之	「子ども虐待の基礎理論—身体的虐待を中心に」人間科学研究紀要 7
石崎優子 他	「入院中の患児・家族を支援するシステムに関する二次調査—平成19年度アンケート調査:入院患児の心の問題の発見」日本小児科学会雑誌 112 (3)
伊藤悠子	「ジェンダーの視点でみる子どもの虐待—予防教育の可能性」解放教育 382
伊東ゆたか	「虐待を受けた子どもへの支援」精神科 12 (1)
岩井宜子	「平成の親族間殺人」現代の社会病理 23
岩瀬久子	「日本におけるドメスティック・バイオレンス概念導入の意義と課題—ファミリー・バイオレンスを視野に入れて」家政学研究 54 (2)
加茂登志子	「ドメスティック・バイオレンス」こころの科学 139
兼田智彦	「虐待から子どもを守る—子どもの虐待防止ネットワーク・あいちの取り組み」Sexuality 34
金子恵美	「児童虐待防止、子ども・家庭支援ソーシャルワークに関する研究」社会事業研究 47
金子龍太郎 他	「NPO法人による被虐待児に対応する新たな社会的養護の創出—国際児童支援組織 SOS 子どもの村の導入の理論的根拠を探る 国際児童福祉組織 SOS 子どもの村の導入をめざして (2) 世界での新たな展開と日本での導入経過」龍谷大学国際社会文化研究所紀要 10
笠原正洋 他	「保育園や幼稚園において潜在化する被虐待児の発見および通告を阻害する要因をコード化するスキーマの作成」中村学園大学・中村学園大学短期大学部研究紀要 40
家庭問題情報センター	「実父からの性的虐待に苦悩する A 子」戸籍時報 631
加藤曜子	「要保護児童対策地域協議会への移行期における課題」流通科学大学論集 人間・社会・自然編 20 (2)
川越純一郎	「少子化のなかの児童虐待問題」アジェンダ 20
川崎二三彦	「児童虐待の実態と対応の動向」月刊福祉 911

- 川崎二三彦 「虐待する親」現代のエスプリ 491
- 川廷宗之 「社会的虐待の構造とソーシャルワークの課題」社会福祉実践理論研究 17
- 北川拓 「虐待相談を通しての発信—子どもの代弁者として声をあげる」福祉のひろば 103
- 北川清一 他 「事例研究 (12) 児童養護施設実践の崩壊と再生の過程に関する事例研究—K 園の取り組みを手がかりに」ソーシャルワーク研究 34 (3)
- 小泉武宣 「虐待対策としての乳幼児健診 小児保健的な視点から」母子保健情報 58
- 小泉武宣 「『NICU 卒業生』と虐待、SIDS」小児科診療 71 (9)
- 小島直子 「小児救急看護」臨床看護 34 (13)
- 小湊慶彦 「法医学からみた子どもの虐待」小児保健研究 67 (2)
- 甲村弘子 「思春期外来」産科と婦人科 75 (5)
- 近藤日出夫 「女子少年による嬰児殺の研究」犯罪社会学研究 33
- 小西聖子 「性犯罪被害によってトラウマを受けた少年への対応」犯罪学雑誌 74
- 高良麻子 「児童虐待におけるスクールソーシャルワーカーの役割に関する一考察—児童相談所と小学校との連携に注目して」学校ソーシャルワーク研究 3
- 小山里織 「マタernal・アタッチメントと母親の養育行動および1歳児のアタッチメント行動との関連—積木課題場面における母親の教授行動の観察研究を中心に」小児保健研究 67 (4)
- 小銭寿子 「地域精神保健福祉実践における臨床発達心理学の活用—被虐待経験への心のケアと生涯発達視点の浸透」道都大学紀要 社会福祉学部 33
- 久保樹里 「虐待した親へのアプローチ」現代のエスプリ 491
- 工藤英司 「『子ども虐待』の変化とその解釈 (前編)」エストレーラ 168
- 工藤英司 「『子ども虐待』の変化とその解釈 (中編)」エストレーラ 169
- 工藤英司 「『子ども虐待』の変化とその解釈 (後編)」エストレーラ 170
- 栗山貴久子 「発達障害と子ども虐待」小児科臨床 61 (12)
- 工富公子 他 「頭部外傷、被虐待児症候群」小児科診療 71 (3)
- 桑原謙 「頭部外傷—『自宅の階段から落ちちゃったんです』—虐待を見抜く視点も含めて」治療 90 (10)
- Drapeau,M、朝比奈牧子 / 訳 「性加害者処遇のプロセスに関する研究」アディクションと家族 25 (3)
- 丸山進一郎 「幼稚園・保育園そして小学校における口腔保健—最近の学校歯科保健とは」小児科臨床 61 (5)
- 松原康雄 「赤ちゃんポストが投げかけたこと」世界の児童と母性 64
- 松林里絵 「虐待が原因と考えられた高ナトリウム血症の1例」日本小児科学会雑誌 112 (3)
- 松田博雄 「発達障害と子ども虐待」月刊地域保健 39 (11)
- 松村徹 他 「児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律 (平成 19 年法律第 73 号) の概要及び特別家事審判規則の一部を改正する規則 (平成 20 年最高裁判所規則第 1 号) の解説」家庭裁判月報 60 (7)
- 松並理恵 他 「全身熱傷で入院した患児と虐待を疑われる両親との関わり」日本看護学会論文集、小児看護 39
- 松山容子 「子ども虐待」母性衛生 49 (1)
- 三村保子 他 「ドメスティック・バイオレンス (DV) のある家庭に育った子どもの援助に関する一考察」西南女学院大学紀要 12
- 宮口智恵 「虐待と家族 (4) 地域で家族 (親) を育てる視点を！」Sexuality 34
- 宮地さつき 他 「地域における子育て支援・児童虐待予防に関する調査研究—福島県における地区担当民生児童委員・主任児童委員へのアンケート調査より」福島大学総合教育研究センター紀要 4
- 溝端紫津子 「『セカンドステップ: 暴力防止教育プログラム』の紹介と『情緒障がい児短期治療施設バウムハウスにおけるセカンドステップ』の模索」臨床心理学 8 (3)
- 森部英生 他 「虐待が疑われる児童への給食の残りの持ち帰らせ」教職研修 37 (3)
- 森田展彰 「被害体験を持つ虐待的な親への介入・援助—アタッチメントの観点を中心に」トラウマティック・ストレス 6 (1)
- 森田ゆり 「性的虐待に対応する六つの困難性」ヒューマンライツ 239
- 森田ゆり 「ふたたび性的虐待について考える—ヴァージニア・ウルフの頁」ヒューマンライツ 240
- 森田ゆり 「アメリカにおける子どもの虐待受理件数の大幅な減少」ヒューマンライツ 247
- 本村真 「従来のソーシャルワーク技法との比較による解決志向アプローチの特徴—『持続的指示』と関連させて」人間科学 21
- 永井幸代 「腹痛に悩む女性の治療—性的虐待の夢と記憶」精神分析研究 52 (4)
- 長島明純 「信頼関係が作りにくい子への援助—被虐待児・発達障害のある子との交流から」児童心理 62 (1)
- 長田美穂 「家庭内『性的虐待』18歳だと救えない!!!」読売ウイークリー 67 (3)
- 中村廣光 「スクールアビューズ・コンサルテーションについて—2つの事例を通して」別府大学短期大学部紀要 27
- 中村敬 「乳幼児健康診査の現状と今後の課題」母子保健情報 58
- 中下富子 「児童虐待の見分け方とその対処法」心とからだの健康 12 (5)
- 中山和広 「現場からのレポート 我が子への虐待事件の対象者を振り返って」更生保護 59 (6)
- 中澤直子 「10代の妊産婦とドメスティック・バイオレンス」こころの科学 141
- 新川泰弘 「認知・行動変容ステージに即したエコロジカルなソーシャルワーク実践の試み—ネグレクトが疑われる事例検討をとおして」保健の科学 50 (3)
- 西原尚之 他 「子ども虐待防止にむけた保育所、学校等の役割と課題」福岡県立大学人間社会学部紀要 17 (1)
- 西澤哲 「幼児期後期から学童期の子どもの愛着とトラウマに焦点を当てた心理療法」トラウマティック・ストレス 6 (1)

西澤哲 「トラウマが子どもに与える影響：虐待と心の傷」教育と医学 56 (5)

仁田山義明 「法令解説 虐待防止のため、立入調査等を強化し、面会・通信等の制限を強化—児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」時の法令 1803

野津牧 「児童施設における人権侵害等の現状と発生要因」東日本国際大学福祉環境学部研究紀要 4 (1)

野津牧 他 「保育現場における子ども虐待対応の現状—いわき市内保育士・幼稚園教諭に対する調査研究報告」東日本国際大学福祉環境学部研究紀要 4 (1)

沼口知恵子 他 「児童虐待に関する看護基礎教育—教科書内容の検討」茨城県立医療大学紀要 13

小島秀吾 「虐待の後遺症—特に性犯罪者における被虐待体験を中心に」トラウマティック・ストレス 6 (1)

緒方康介 「児童福祉施設入所が被虐待児の知的発達に及ぼす効果—児童相談所における反復測定ケースの分析」応用心理学研究 33 (2)

大原天青 他 「児童自立支援施設入所児童の行動特徴と被虐待経験の関係」発達心理学研究 19 (4)

岡本正子 他 「性的虐待への介入及び虐待を受けた子どもへの中長期的ケアに関する調査研究 性的虐待を受けた子どもへのケア・ガイドライン」平成 19 年度児童関連サービス調査研究等事業 財団法人こども未来財団

沖潤一 他 「児童虐待防止法改正後の 3 年間に—地方都市で起きた重篤な子ども虐待 4 例について」日本小児科学会雑誌 112 (10)

奥野哲也 「被虐待児童の衝動分析と治療的対応について (下) ソンディ・テストを中心として」教育学部論集 19

奥山眞紀子 「虐待を疑った場合の家族への対応」小児科診療 71 (5)

奥山眞紀子 「虐待が疑われる子どもに対するケア」小児看護 31 (13)

大西陽子 他 「生育環境が心身状態に及ぼす影響が改善された被虐待児とその家族への看護介入」小児看護 31 (11)

大迫秀樹 「虐待を受けた小学生女児に対する児童福祉施設での心理的ケア—二重のトラウマに対する統合的なアプローチ」心理臨床学研究 26 (5)

大島剛 他 「児童相談所一時保護所担当心理士の役割に関する調査研究」神戸親和女子大学研究論叢 41

Eugene Richards 「治療という名の隔離と虐待」Newsweek 23 (41)

Gabella Rosalba、鈴木はる江 / 訳 「トラウマ経験が子供の発達に及ぼす影響」人間総合科学 16

佐伯文昭 「保健センターにおける子育て支援に関する実態調査」関西福祉大学研究紀要 11

才村純 「児童虐待の再発防止に向けた取り組み」月刊福祉 911

坂田仰 「児童虐待と公立学校教員—守秘義務の免除、研修」総合教育技術 62 (15)

佐藤香代 「学校が、保護者による児童虐待の疑いを通告した場合の『留意点』」週刊教育資料 1028

佐藤香代 「虐待があり、家に帰れない子どもへの法的対応」週刊教育資料 1046

佐藤拓代 「虐待とその予防—周産期医療の視点から」周産期医学 38 (5)

佐藤喜宣 「虐待対策は医療のミッション—看護師に学んでほしい臨床法医学の視点」看護学雑誌 72 (2)

佐藤喜宣 他 「診断の指針・治療の指針 子どもの虐待」総合臨床 5711

佐藤喜宣 「臨床法医学からみた子ども虐待」日本新生児看護学会誌 14 (2)

重岡修 「知的障害者施設において虐待が発生する背景」山口県立大学社会福祉学部紀要 14

嶋崎政男 「教育の危機管理 < 実務編 > 児童虐待の現状と対応」週刊教育資料 1030

椎名篤子 他 「児童虐待を追って—1 人でも多くの『子ども』を救うためにすべきことは」月刊福祉 9113

杉山登志郎 「性的虐待のトラウマへの治療」トラウマティック・ストレス 6 (1)

杉田菜穂 「日本における児童権論の展開と社会政策—1933 年児童虐待防止法を見据えて」経済学雑誌 108 (4)

杉山登志郎 他 「子ども虐待予防のための保健・医療の連携—子ども虐待にどう向き合うか」小児保健研究 67 (2)

庄司順一 「児童虐待の現状とその防止等のための課題」犯罪と非行 156

庄司順一 「虐待対策としての乳幼児健診 心理臨床の視点から」母子保健情報 58

衆議院法制局 「弁護士のための新法令紹介—配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律 (平成 19 年法律第 113 号) / 児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律 (平成 19 年法律第 73 号)」自由と正義 59 (5)

田上時子 「大阪府子どもエンパワメント支援事業—子どもを暴力の被害者にも加害者にもしないために」解放教育 382

高田晃治 他 「フィリピン『プレダ基金』における子どもへの心理・社会的支援に関する一報告」松山東雲女子大学人文学部紀要 16

武市敏孝 「母親が知的障害と判定された家庭内児童虐待の検討」小児の精神と神経 48 (2)

滝田良子 「福島虐待問題研究会の歩み」郡山女子大学 紀要 44

滝川一廣 「子育てと児童虐待」そだちの科学 10

瀧井宏臣 「子どもたちは今—深刻化する児童への虐待」時事トップ・コンフィデンシャル 11533

玉井邦夫 「子どもの児童虐待について考える」心とからだの健康 12 (4)

田邊泰美 「英国児童虐待防止研究—児童社会サービス改革と児童虐待防止」園田学園女子大学論文集 42

田中真衣 「近年における英国児童虐待対策の展開過程とその諸相—何に問題があったのか、システムの問題と人間の問題」上智大学社会福祉研究 平成 19 年度年報

田中哲 「子どもの被虐待体験と思春期」児童青年精神医学とその近接領域 49 (4)

田中孝男 他 「社会全体で虐待防止に取り組むための条例—児童虐待・高齢者虐待防止条例のベンチマーキング」自治体法務navi 25

田中康雄 「発達障害と虐待、そして加害行為について」法と心理 7 (1)

田中容美 「事業の効果を知りたいときの調査・研究 虐待予防親子教室の事業評価に取り組んで」保健師ジャーナル 64 (6)

棚瀬一代 「異性ととの親密性に蹟く 30 代女性との面接過程—夢分析を通して」神戸親和女子大学研究論叢 41

谷村雅子 他 「障害児と虐待」保健の科学 50 (7)

富田富士也 「命日に目覚めて家庭内暴力を鎮めた子」月刊福祉 91 (2)

友田尋子 他 「第 54 回公開シンポジウム 子育てのなかの家族—支配・暴力と向き合う」子ども学 10

坪井裕子 「児童養護施設における臨床心理士の役割と課題」こころとことば 7

坪井裕子 「子育ての問題—虐待予防の心理教育」現代のエスプリ 493

辻保彦 「被害者が被害を否定した児童虐待事件の捜査について」捜査研究 572

塚崎朝子 「看護師長業務改革 地域の子育てを支援していますか—子どもの虐待を未然に防ぐための病院対応システム—大田原赤十字病院」Nursing business 2 (3)

津崎哲郎 「子ども虐待をめぐる課題」市政研究 161

打田信彦 「子どもの問題行動の背景—家族システムの治療的考察」近畿福祉大学紀要 9 (2)

内田良 「児童虐待への現代的まなざし—暴力はいかなる意味において問題なのか」愛知教育大学教育実践総合センター紀要 11

内ヶ崎西作 他 「臨床で経験しうる法医学的症例—児童虐待における X 線写真の重要性」日大医学雑誌 67 (3)

上田礼子 他 「離島における養育行動の時代差—子ども虐待予防の子育て環境構築の視点から」民族衛生 74 (3)

和栗雅子 「胎児へのタバコの健康障害、突然死へのタバコの影響」小児科臨床 61 (3)

若井彌一 「児童虐待防止法と少年法の改正と課題」教職研修 36 (11)

和歌山友子 「司法面接士は援助者ではない。レントゲン技師みたいなものです—菱川愛さん」アディクションと家族 25 (3)

和歌山友子 「被害者一人ひとりに名前があり、さまざまな感情がある—大藪順子さん」アディクションと家族 25 (2)

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局子ども未来課
「自治体発条例 REPORT 和歌山県の未来を託す子どもを虐待から守るために—和歌山県子どもを虐待から守る条例」自治体法務navi 25

八重樫牧子 他 「乳幼児を持つ母親の子育て不安に影響を与える要因—子育て不安と児童虐待の関連性」厚生指針 55 (13)

薬師川厚子 「自治体発条例 REPORT 大阪府東大阪市 子どもの人権を守る虐待防止ネットワーク—東大阪市子どもを虐待から守る条例」自治体法務navi 25

山田典子 他 「暴力や虐待の被害を繰り返さないために必要な 日本における法看護学教育の検討」看護学雑誌 72 (12)

山岸明子 「なぜ Dave Pelzer は立ち直ったのか?—被虐待児の生育史の分析」医療看護研究 4 (1)

八巻香織 「NO を言う、自分の気持ちを認める—非暴力コミュニケーションの考え方」児童心理 62 (12 臨増)

山城五月 他 「児童虐待防止活動における専門職者の教育的ニーズ—沖縄県離島の場合」沖縄県立看護大学紀要 9

山喜高秀 「性的虐待の入所治療（環境療法）」志学館大学大学院心理臨床学研究科紀要 2

山崎佐季子 「関係と回復 子ども虐待と動物虐待の関連性」社会事業研究 47

山崎嘉久 「虐待予防—日常の小児診療で可能なかわり」小児科 493

柳川敏彦 「保健機関と医療との連携の実態と課題—実践」小児保健研究 67 (2)

柳澤正義 「子ども虐待をめぐって」小児科臨床 61 (11)

横田光平 「認可外保育施設で乳幼児が施設長の虐待行為により死亡したことにつき、同保育施設の長の不法行為に基づく損害賠償責任と、同保育施設に対する [香川] 県知事の指導監督権限の不行使に基づく県の賠償責任が認められた事例 [高松地裁平成 17.4.20 判決]」自治研究 84 (5)

鎧塚理恵 「子どもと性 児童養護施設からのメッセージ (第 4 回) 性的虐待」Sexuality 34

吉田彩 「医療ネグレクト事案における親権者の職務執行停止・職務代行者選任の保全処分に関する裁判例の分析」家庭裁判月報 607

湯澤直美 「虐待と家族 (最終回) 暴力のない社会という希望」Sexuality 36

頭川典子 「乳児期における育児参加と虐待予防に対する父親の意識—核家族の父親への面接調査より」小児保健研究 67 (2)

「質疑応答 小児科 虐待の早期発見と対応」日本医事新報 4418

「日本法医学会課題調査報告 被虐待児の法医解剖剖検例に関する調査 平成 12 年 (2000) ~平成 18 年 (2006)」日本法医学雑誌 62 (2)

著 書 「虐待大国」アメリカの苦悩
—児童虐待防止への取り組みと家族福祉政策—
著 者 原田 綾子（日本学術振興会特別研究員・ハーバード大学ロースク
ール客員研究員）
発行所 ミネルヴァ書房
発行年 2008年

目 次

序章 制度検証の課題と調査方法

第Ⅰ部 児童虐待ケースへの対応

第1章 通報への対応・調査／第2章 一時保護と予審／第3章 公判による事実認定
／第4章 処遇の決定／第5章 フォスター・ケア／第6章 再統合の支援／第7章 親権の終了
／第8章 養子縁組・自立生活支援

第Ⅱ部 予防への取り組み

第9章 ケース対応と予防／第10章 地域レベルでの予防／第11章 社会経済的視点からの予防

第Ⅲ部 制度改革に向けて

第12章 アメリカの児童福祉と自由主義的家族観／第13章 子育ての公共性／第14章 制度改革の展望

終 章 アメリカの経験から学ぶもの

参考文献／あとがき／索引

内容要約

日本が子ども虐待対応に本腰を入れ始めた時期には、その先駆的な取り組みを欧米の実践に求め、様々な対応方法や支援技術を取り入れようとした。しかし、そのまま欧米のシステムを直輸入したため、日本の風土や文化に合わなかったものもあるように思う。その時代にはそうせざるを得ない、切羽詰ったものがあつたことも理解できる。しかし、本当にそれが正しかったのか？虐待防止法が制定されてから10年を経た現在、真しに振り返る必要がある。

本書もそのような文脈から、アメリカの子ども虐待対応について、様々な立場からの振り返りと現場の苦悩をまとめたものである。著者はアメリカ・ミシガン州（ワシウトナウ郡）で、子ども虐待防止に関わるさまざまな人々にインタビュー調査を行い、米国の虐待対応に関わるスタッフの本音、そして苦悩を、隠すことなく描き出そうとする。初出は京都大学法学研究科に提出した博士論文という。著者を通して語られる、現地のワーカーの人間臭さが随所々ににじみ出ている、興味深い。一般の視察

では難しいと思われる法廷での当事者へのインタビューを行うなど、著者のネットワークの広さとフットワークの良さ（軽さ）にも感服した。（また、意図して編集したのだと思うが、アメリカの制度を紹介する際に、日本との比較や統計がところどころに脚注として入っていることがありがたい。それが当該のページに入っているので、思考の流れを中断せずに読めるのも工夫の1つだと感じた。特筆することではないが、海外の状況を理解する上でもありがたい配慮である。）

本書は、第Ⅰ部“児童虐待ケースへの対応”、第Ⅱ部“予防への取り組み”、第Ⅲ部“制度改革に向けて”の三部構成となっている。第Ⅰ部は、著者による丁寧なインタビュー調査をもとに、アメリカでの虐待対応の流れを紹介する内容になっていて、アメリカの対応を学ぶには非常に参考になる。アメリカの虐待対応では裁判所の権限が大きいことが様々な文献で紹介されているが、本書でも、ミシガン州のヒューマンサービス（Department of Human Services：DHS）の児童保護機関（CPS：Child Protection Services：日本の児童相談所にあたる機関）と司法機関の協働が具体的に描かれている。注目すべきは、対応の難しさからくるDHSのスタッフの離職率の高さである。DHSでワーカーを担当するスタッフの学歴やトレーニング体系、ケース数なども含めて、非常に手厚い体制が作られているなど日本とは大きく状況が違うのにも関わらず、離職率が高いという現実を思えば、それよりもはるかに手薄い日本の児童相談所や児童福祉施設の状況をどうしたらよいか途方に暮れてしまう（注1）。

また、親子分離後の対応については、アメリカ等では施設入所はほとんど無く、里親への委託が主流である。里親委託である理由についてアメリカでの文化的背景や人々の価値観にも触れられている。アメリカは、里親が社会的にも認められる活動でもあり、社会的ステイタスにもなる。一方、里親として子どもを預かることは仕事の1つとして考えている方も多く、そのために問題行動を起こした子どもをすぐにDHSに返すなども当たり前に行われてしまう。そのため里親漂流など、里親宅を転々とする子どももいて、そういう子どもたちの傷つきにも注目されるようになっており、親族里親などの活用が見直されている。しかし、アメリカで里親認定されるためには厳しいトレーニング等が必要であるため、厳しい条件をクリアできない親族も多く、難しい状況が新たな課題として提起されている。

司法との関連では、家族再統合や分離の判断に司法が大きく関与している。この点は、日本と全く

（注1）「ミシガン州（ワシュトナウ郡）では、2006年に起きた7歳の少年の虐待死亡事件を経て、2007年度には51名の児童保護サービスワーカーの増員を行うも、1:15の基準を満たすことには至っていない。このような状況のなかで、ワーカーの中途退職も深刻な問題になっている。ミシガン州のDHSワーカーの離職率は年間20%にもものぼる。…ワーカーたちは数件から十数件程度の継続ケースを持ち、そこに毎月1人あたり7～8件の新しい調査案件が入るといった状況であるという。…ワシュトナウ郡はミシガン州のなかではワーカーの手持ち件数が比較的少ない郡の1つであるといえる。そのため、業務過剰に苦しむ虐待多発地域に比べればワーカーのバーンアウト問題が起こりにくいとのことであった。また、ワシュトナウ郡はミシガン州のなかでは人気のある土地でワーカーの就職競争が激しい。また、郡内にソーシャルワーク・スクールを持つ大学が2つもあり（ミシガン大学とイースタン・ミシガン大学）、教育機会にも恵まれている。これらの理由から他の地域に比べると、DHSワーカーの質は高い、とのことであった。ちなみに、日本子ども家庭総合研究所の調査（2007）によると、児童福祉司が対応しなければならない担当ケース数は139件、児童虐待非専従児童福祉司で116件、専従児童福祉司でも59件にもものぼる。日本の状況と比べると、ミシガン州のワーカー配置状況にはまだゆとりがあるといえる。」

（本書pp23-24より）

異なる点である。司法システムについて丁寧に紹介されているので、参考になる。

評者が読んでいて興味をそそられたのは、第Ⅱ部以降の予防に関する部分である。アメリカでは虐待通報が非常に多いため、それをCPSが調査して裁判所に送って、里親委託して…ということの流れ作業的に行っているという印象があったが、やはり虐待を発生させないという「予防」に重点を置くという政策もみられはじめている。詳しくは本書に譲るが、民間の児童福祉サービス団体による「ヘッドスタート」「Building Strong Families」「Teen's Parents Program」「0-3 二次予防イニシアティブ」など多くの実践が行われており、それらに対しては公的資金が投入されているという。しかし、それらの事業が財政的な問題から、特に公的助成金がカットされ、結果、事業規模を縮小することになり、支援を必要とする人にサービスが届いていない状況が起こっている（注2）。アメリカの貧困問題は深刻で、貧困と虐待問題は重なっていることが多く、高収入の家庭はさまざまなサービスをお金で買うことができるが、そうではない家庭では自分たちで方法を見出すしかない。裁判所からカウンセリングやサービスを受けるようにいわれたとしても、それが平日に行われていれば、当事者は仕事を休んでカウンセリング等を受けなければいけない。平日に仕事を休むことが多くなれば、その仕事自体続けることが難しくなり、休んでも大丈夫な非常勤やパートの仕事を探さざるを得ない。労働時間などの拘束の少ない仕事への転職は収入減につながるの、ますます家計が逼迫するといった悪循環に陥ってしまう。その悪循環を断つような支援が必要だと著者は訴える。また、アメリカでは、貧困家庭や虐待者へ公的資金でサポートすることへのバックラッシュ（反動）もあるという。貧困地域が限定され、そうではない地域との差別化が大きくなっていることも一因だという。そういう偏見につながるベースの考え方としては、家族のプライバシーを守るという、家族へ行政が介入することへの謙抑性といった「自由主義的家族観」があるという。それは自由主義の歴史から生まれたもので、「家父長制」を前提とする考え方で、様々な自由（国家が家族に介入しないこと）を与える代わりに、当事者や家族が問題の責任を負うということである。この考え方は、家族本来の持つ力がしっかりしている家庭で、権利と義務をきちんと扱える「市民」を前提に作られている。しかし、「家族」制度そのものが、アメリカも（日本も）崩壊しかけている現状では、近代「家族」の幻想をベースに構築された施策では何も、誰もサポートすることはできないという。また、貧困地域に貧困家庭が集中していくということでは、周囲との差別化が鮮明となり、そこに住んでいない人には「貧困」の現状が見えにくくなってしまいう現状もあるという。日本でも「一億総中流家庭」といった時代はすでに遠い昭和のことで、今は失業者の問題、ワーキング・プアも含め、貧困が重要な問題となっている。

本書は、これから日本が何をどのように行っていくのか？ということへ示唆を与えてくれる。アメ

（注2）「児童虐待への対応が始まった60年代以来、この国（アメリカ）における児童福祉サービスは、親から虐待を受けた子どもの保護、すなわち児童保護にそのほとんどのエネルギーを費やすようになった。通報法の整備によってたくさんのケースが集まり、その対応に福祉機関が追われるようになった。しかしその一方で、一般的な家庭福祉サービスが削られていった（p226）」とある。日本でも後をたたない子ども虐待による死亡事例の報道では、早期発見・介入保護を求める風潮が強い。それも大事なことではあるが、介入保護が行き過ぎた結果、発生予防を含めて、家庭福祉サービスの削減が起こったのがアメリカの実情であり、そのアメリカと同じ経過を辿るのかどうか？が問われているのが現在の日本ではないだろうか。

リカが陥ってしまった問題を繰り返さないために、という著者の思いが伝わってくる本である。残念なのは、虐待を受けた子どもたちへのケアに関することにはほとんど触れられていない点である。また、性的虐待に関する司法面接（Forensic Interview）についても言及がほとんどなかった。欲を言えば、そういうことも紹介していただき、当事者も含めて、ワーカー達の本音を明らかにしてもらいたかった。

繰り返しになるが、アメリカの子ども虐待への対応を実態も含めて学ぶためには非常に資料や参照先も明記されているので「使える」1冊だと思う。また、アメリカの現場の生の声が随所に織り交ぜられているのも興味深い。実践紹介を通して、アメリカの実情を学んでいるのだが、常に、その問題は日本ではどうなのか？とか、これから日本が何を大事にしていかなければならないのか？と自問自答を迫られる内容だった。アメリカ等の欧米の支援実践を輸入していた時代とは日本の状況も大きく変わっている。しかし、早期介入・保護に大きく舵を切っている日本において、早期介入・保護の方向に大きく進み、その後「苦悩」を抱えるアメリカから学ぶものは大きいだろう。そういう意味でも、重要な文献だと思う。

(大川 浩明)

著書	アタッチメント 子ども虐待・トラウマ・対象喪失・社会的養護をめぐって
編著者	庄司 順一（青山学院大学文学部教育学科教授） 奥山 眞紀子（国立成育医療センターこころの診療部部長、小児精神科医師） 久保田 まり（東洋英和女学院大学人間科学部・大学院人間科学研究科教授）
著者	青木 豊（相州乳幼児家族心療センター長、精神科医師） 杉山 登志郎（あいち小児保健医療総合センター診療科部長、精神科医師） 海野 千畝子（あいち小児保健医療総合センター臨床心理士）
発行所	明石書店
発行年	2008年

目次

第1章	アタッチメント研究前史	庄司順一
第2章	アタッチメントの形成と発達 ボウルビイのアタッチメント理論を中心に	久保田まり
第3章	アタッチメント研究の発展 発達臨床心理学的接近	久保田まり
第4章	わが国における社会的養護とアタッチメント理論	庄司順一
第5章	アタッチメント障害の診断と治療	青木 豊
第6章	アタッチメントとトラウマ	奥山眞紀子
第7章	アタッチメント対象の喪失	奥山眞紀子
第8章	発達障害とアタッチメント障害	杉山登志郎・海野千畝子

内容要約

<第1章>アタッチメント研究前史

アタッチメント理論が成立するまでの歴史がまとめられている。精神分析理論の展開は、子どもの心の発達に、人間関係とりわけ母親との関係性が影響を及ぼしていると考ええるきっかけになったことを紹介している。また、ホスピタリズムの概念について、もともとは病院や孤児院での死亡率の高さに注目されたことからでてきた言葉であったが、後に发育障害も含まれるようになり、さらに第2次世界大戦後は心理面の問題も取り入れられるようになり、家庭における環境性のネグレクトが考えられるようになった変遷がまとめられている。続いて、アタッチメント理論を提唱したボウルビイ自身について紹介されており、ボウルビイはロンドンの児童相談所に勤務しており、子どもの暮らす環境に早い時期より関心を持っていた。これが後のWHOでの研究、マターナルデプリベーションをアナクリティック抑うつの原因として考えるようになったことにつながっていった。そして、精神分析の

メッカであるタビストッククリニックで勉強、訓練を受けながらも母子の絆に関してはフロイトの考えを否定し、アタッチメント理論には動物行動学に多くを負っていると述べられている。そして、ボウルビイのアタッチメント概念がでてきた歴史と、それらへの批判、晩年についてまとめられている。

<第2章>アタッチメントの形成と発達 ボウルビイのアタッチメント理論を中心に

ボウルビイの理論を中心に、“アタッチメント”とは何かについて書かれている。“アタッチメント”形成には、子どもが生得的に個体保存を求めるアタッチメント行動をとることと、それを受け入れる母性的行動が伴うことが必要なのである。そのアタッチメント行動をコントロールシステム理論で説明しており、行動をとるための要因・動因があり、目標が満たされると終結するという。目標には、身を守るという生物学的機能だけでなく、安心できるという心理学的機能も含まれる。また、システム・コントロール論の枠組みから、アタッチメントは、アタッチメント行動だけでなく、探索行動システムや不安・警戒システムと相互関連しているという。そして、アタッチメント行動システムは、幼少期だけでなく“揺りかごから墓場まで”形や対象が変わりながら活性化しているものであると述べられている。続いて、アタッチメント行動の発達段階についてエインスワースの4段階にわけた理論や、アタッチメント行動が発達段階によってどう変わっていくのかが説明されている。そしてアタッチメント行動は、インターナルワーキングモデル（内的表象）の形成につながっていることが述べられている。最後に、ボウルビイの共同研究者であり後継者であるエインスワースのストレンジ・シチュエーション法について紹介、それによってわかるアタッチメントパターンが概説されている。

<第3章>アタッチメント研究の発展 発達臨床心理学的接近

ボウルビイ、エインスワースらに続く世代のメインらのグループが研究を進めた成人のアタッチメントを測定する「成人アタッチメントインタビュー（AAI）」が紹介されている。語りからアタッチメントのパターンを判別していくのだが、本書ではパターンの紹介とともに、親の過去の体験内容そのものではなく、語り口調、つまり自分の人生として過去を統合し物語っているかが重要であることが添えられている。続いて、虐待やうつなどを抱えたハイリスク家庭の乳児に多くみられた、SSPにおける「無秩序・無方向タイプ（Dタイプ）」の紹介と臨床的介入可能性を述べ、Dタイプと養育者のAAIにおける未解決型、乳児をおびえさせる行動、混乱した情緒的コミュニケーションとの関連性について、外国における先行研究を取り上げて論じられている。

さらに、アタッチメントを取り上げるときに、実母との一対一の関係が重要視されがちであるが、そうではなくアタッチメント理論では、「かかわりの一貫性、継続性、個別性」が大切なのであり、つまり相互作用や応答性の質、安全基地として機能するかどうかを重要視しているのである。そして、アタッチメントの絆は特定の一人に対して築かれるのではなく、月齢やニーズに応じて数人の人とアタッチメント関係を築くという「オルタナティブ・アタッチメント」の概念が紹介されている。そして、不適切な養育を受けた子どもも里親や施設養育において新たなアタッチメント関係の形成可能性が述べられている。

<第4章>わが国における社会的養護とアタッチメント理論

まず、社会的養護の歴史、制度、現状について概説し、社会的養護は危機的な状況であることを述べている。日本においては戦後、社会的養護の制度が整えられ、1952年には初めてといえるホスピタリズムの大規模な調査研究が行われ（結果についてはp99参照）、その後、池田らの研究他について概説している。また、社会的養護で育った子どもたちの追跡研究について紹介され、安定した生活を送っていた子どももいたが、社会適応が良好な子どもは少ないという厳しい結果であった。続いて、乳児院における養育に焦点をあて、研究を概観しているが、現在では身体発育や精神発達に関して明らかな遅れは見られず、ホスピタリズムはほぼ克服されたかに思えるが、アタッチメントを含めた精神保健に関しては課題があることが述べられている。アタッチメントが社会的養護において関心を寄せられるようになってきたが、職員と子どもの割合や、乳児院と児童養護施設に分かれている施設養護体制などから、アタッチメントを築くことへの困難さがあることが述べられている。

<第5章>アタッチメント障害の診断と治療

アタッチメント障害の診断と治療についてまとめられており、特に乳幼児期のアタッチメントの問題に焦点を当てている。アタッチメントの問題は、発達心理学の流れで研究されてきたが、特定のアタッチメント対象すら持てない子どもたち（反応性アタッチメント障害；RAD）に注目がむけられることによって、精神病理の枠組みからアタッチメントの問題を考える流れもでてきた。精神疾患としてのアタッチメント障害の出現の流れが述べられ、そしてDSMのRADの診断基準に対するZeanahらの批判と新たな診断基準が紹介されている。アタッチメント障害の評価として、直接観察と、包括的な養育歴や発達歴など聞き取り調査が重要とされ、それぞれの方法も合わせて紹介し、安全なアタッチメントを形成するための治療についてもいくつかの研究が概観されている。最後に、日本における課題として、アタッチメント障害という視点の共有や、ケースの積み重ね、実証研究が必要と述べられている。

<第6章>アタッチメントとトラウマ

アタッチメントとトラウマの関連性について述べてある。この2つの理論は別々のところから発展してきたものであるが、著者はアメリカでの経験がもとになり、アタッチメント理論とトラウマ理論が相補関係にあると考えるようになったと言っている。また、トラウマ耐性にはアタッチメント形成が影響を及ぼしており、それは子どもにおいても同じことであると述べられている。子どものトラウマ反応とその後の精神的影響は、外傷体験が単回か継続のものかだけでなく、それまでのアタッチメント形成がどうか、アタッチメントへの裏切りや喪失が併存しているかどうか、外傷体験が子どもにとって適応せざるを得ない日常的なものかどうかなどが影響されるのである。そして、子どものトラウマには客観的な事件の大きさではなく、子ども独特の恐怖感、つまりアタッチメント対象にその時どうケアされたかが関連してくるのである。他、トラウマの現れ方やPTSD診断の留意点なども述べている。さらに、アタッチメントの歪みのために繰り返しトラウマを受けるという悪循環の問題を、

著者はアタッチメント問題－トラウマ複合（ATC）と名付けており、この問題は特に自己感の発達に大きな障害をもたらし、それにより人間関係問題を生じさせる。さらにATCと広汎性発達障害や注意欠陥多動性障害との鑑別は難しく、併せ持っていることも少なくない。そして、治療にあたっては、アタッチメントとトラウマの両者の視点が含まれた治療がなされる必要があると述べられる。どの年齢においても安全な生活・治療空間がベースとなるのだが、発達段階別に治療の方法や留意点がまとめられている。

<第7章>アタッチメント対象の喪失

ボウルビィは、子どもでも結びつきの強い対象を失った際、大人と同じく病的反応を示すと述べていたが、子どもがいつから喪の作業ができるかという議論は様々だったようである。喪失体験といっても、失った対象との関係、アタッチメント対象が喪失体験をした場合、それまでの喪失体験、子どもの発達段階、家族の文化など、様々な要因が絡み合うことで、喪失体験の受け止め方やその後の経過は一人一人異なってくる。また、喪失自体の状況も、死または離別によるものか、トラウマの合併はあるか、突然か予測できたか、事件性があるかによっても喪失体験は変わってくる。そして、喪失後、ケアできる人がいることや、喪失を分かち合える存在がいるか、マスメディアとの接触の有無は、喪の過程の進展に影響を与えるのである。

続いて、アタッチメント対象を喪失した子どもへの支援について、きちんと説明したり、子ども特有の心理・行動を理解したりする必要性など周囲への大人へのガイダンスが重要であると述べる。また、必要な時には子どもへの直接の支援も早期から取り入れることが子どもの喪の作業を進めることにつながるという。

<第8章>発達障害とアタッチメント障害

発達障害とアタッチメント障害の複雑な関係について、特に虐待を受けた子どもを考えた時、両者の因果関係を明確にするのは困難であるが、治療を考えると鑑別の必要性がでてくると述べられている。著者らが勤務する医療機関の子ども虐待専門外来にかかる子どもの約半数が何らかの発達障害の診断が可能であり、子ども虐待の高リスクとしての発達障害は存在しているという。その中で高機能広汎性発達障害と、反応性アタッチメント障害の鑑別は難しく、入院など集中的な治療を行いながら約1年かけて鑑別したケースを紹介している。また、母子ともに広汎性発達障害を抱えている場合もあることが述べられている。さらに、鑑別がより困難な、ADHDと虐待による多動性行動障害について、類似点と鑑別点を表にまとめ、解離の有無もポイントに含まれている。続いて、虐待を受けた子どもの臨床像として広汎性発達障害、解離性障害、知的な遅れを持つ子どもが多く、脳の成長も阻害されている研究結果がでてくると述べている。そして、著者らは虐待を受けた子どもを第4の発達障害と名付け、治療的教育の必要性を強調している。

続いて、発達障害としてのアタッチメント障害への治療として、まずは安全の確保と衝動コントロールが必要であるという。また、精神療法も有効であり、心理教育によってトラウマの影響や適切な対

人距離、衝動コントロールの技術の学習、自己の感情への気づき、自尊感情の獲得など、様々なテーマが設定できる。また、治療者との間のアタッチメント関係を体験することの大切さ、フラッシュバックなどの病理への対応なども行うことができるという。最後に、アタッチメントの再形成は膨大な時間とエネルギーがかかるが、目の前の子どもたち自身にだけでなく、次世代への連鎖を軽減することにつながるとまとめられている。

(南山 今日子)

著 書	性的虐待を受けた少年たち ボーイズ・クリニックの治療記録
著 者	アンデシュ・ニューマン Anders Nyman (児童心理学者・心理療法士) ベリエ・スヴェンソン Börje Svensson (ソーシャルワーカー・心理療法士)
訳 者	太田 美幸
発行所	新評論
発行年	2008年

目 次

訳者まえがき

- 1 性的虐待－日本の現状
- 2 男性の性被害
- 3 本書の意義
- 4 スウェーデンにおける取り組み

序

第二版への序

- 1 パトリックに起こったこと
- 2 子どもへの性的虐待－数字から見る現実
- 3 虐待される少年
- 4 父親による虐待
- 5 怖い、でも会いたい
- 6 ペドフィリア
- 7 女性による虐待
- 8 きょうだいとの性行為
- 9 「私は大きな目隠しをしていたのです」－ある母親の物語
- 10 治療の焦点
- 11 現実を非現実化する
- 12 トラウマと強迫的反復行動
- 13 トラウマの克服
- 14 スティグマ
- 15 自己否定感
- 16 僕はゲイになったのか？
- 17 教師に虐待された少年たちのグループ治療
- 18 セックス・リング

19	マシューの治療過程
20	治療の阻害要因
21	治療者の感情
22	性的虐待を受けた子どもたちの治療
23	結論
	参考文献一覧

内容要約

本書は、スウェーデンにある、性被害を受けた少年のための治療機関「ボーイズ・クリニック」の記録であり、設立当初から関わる2名の心理療法士によって書かれている。

本書の位置づけを理解するには、26ページに渡る「訳者まえがき」が大変分かりやすい。訳者であり、スウェーデンの成人教育に詳しい社会学者である太田美幸氏によって、本書のスウェーデンにおける、また日本における位置づけが述べられている。まずはその紹介から始めよう。

「訳者まえがき」によれば、ボーイズ・クリニックとは、国際NGO「セーブ・ザ・チルドレン」のスウェーデン支部「レッド・バーネン」により運営されている治療機関であり、北米や欧州にある、同種の治療機関の中でも比較的初期に設立されている（2001年時点で『子どもと若者のためのクライシスセンター』の一部局になっている）。その設立経緯は、女性の性被害者へのケア体制が整備されていく中で、男性の性被害者への認識不足が明らかになってきたためだったという。1990年のことである。我が国と比して、スウェーデンの取り組みが如何に先駆的であるかが見て取れる。

さらに「訳者まえがき」の中で、日本における男性の性被害の状況についても書かれている。法律・実態調査研究、また岩崎直子による諸論文やリチャード・B・ガードナー「少年への性的虐待－男性被害者の心的外傷と精神分析治療」などの出版物も紹介している。ガードナーの著書を「この領域に関する治療に関する最新の議論を網羅した日本初の専門書」「少年期に性的虐待を受けた男性の成人後の治療過程を中心に扱っており、そのため虐待が発覚した直後の少年をいかに支援していくのかという課題に迫れないという限界があった」と紹介し、本書は「この限界を十分に補う」ものと位置づけている。本書は、訳者によるこの丁寧な前書きと訳出によって、非常に分かりやすく読み進められる。

本文は、1990年から2001年までの蓄積されたデータに基づき、多くの事例を紹介しつつ、被害の実態、被害による子どもたちへの影響、治療のプロセスや方法などが包括的に述べられている。全23章から構成されており、その前半9章までは男の子の性被害の実態、10章からはその治療について書かれている。

1章では、見知らぬ男性から性被害を受けた男の子のエピソードがプロローグとして紹介され、2章で研究データに基づく実態が紹介される。用語の定義や非接触型の性被害（露出狂など）を含むデータか否かなどによって、結果に幅があると言及されている。3章では、被害を受けていた男性が被害を「性的に早熟であっただけ」と認識していたり、『同性愛に「感染した」のではないか』『心の底で

は本当はゲイ」であるという懸念が沸くことによって、被害体験は語られづらいことが述べられている。4章から8章までは、加害者による分類をしている。4章では父親に虐待された男の子の事例とその影響、5章では4章のように非常に身近にいる重要な他者（この場合実父）が加害者である場合、「子どもが虐待者との楽しい思い出を持っているなら、それを持ち続ける権利を奪うべきではない。そうした思い出こそが、分断された父親像が統合されるとき、子どもの精神的な救いになりうるのである」と述べている。6章では、ペドフィリア（幼児嗜愛者）による性加害、7章では女性による性加害、8章ではきょうだい間の性行為の様相が事例を含みつつ描かれている。9章では養父から虐待を受けていた少年が、その事態を知らなかった母の目にはどのように映っていたか描写されている。ここまでが大きく分けて実態に当たる部分であろう。

10章からは、性被害を受けた少年の治療について述べられていく。ここでは治療の重要なテーマとして、①虐待について語る②感情を表現する③拒否する／境界を引く④受け入れるという4点を挙げている。特に④では、「被害者意識のなかで身動きが取れないような状態に陥らないこと」「過去をつくりかえたり否定したりしようという考えを手放すこと」「正義を完全に貫かせることはできないという事実を受け入れること」などが挙げられており、多くの臨床実践に裏打ちされた知見と感じられる。以下16章までは、治療の焦点となりうるスティグマや強迫的反復行動、性的アイデンティティの混乱について、説明されていく。17章では担任から性被害を受けた少年たちのグループ治療のプロセス、18章はペドファイルによる性加害に巻き込まれた場合（家庭外性被害にあった場合）の家族面接のあり方、19章はプレイセラピーの展開を、セラピストのセッション毎の評価と見通しと共に紹介している。20章「治療の阻害要因」21章「治療者の感情」と治療にまつわることが章立てられている。

22章では治療の課題と可能性を総括している。特に治療の課題として、虐待の事実が把握出来ない場合について、2つの重要な指摘をしている。一つは、法的な事実としては証拠が確認出来ないとしても、「臨床的検証」という言葉を用いて、いくつかの臨床的なサインが確認された場合、治療の必要性の根拠としているということ。この点は、法的な判断と別の次元で、治療の必要性の判断がなされるべきであることを示しており、興味深い。具体的には以下の8項目が挙げられている。

- ・子どもが記憶の詳細を語る
- ・実際に経験した人でしか知りえないような事柄を子どもが言う
- ・子どもの話が強い感覚的あるいは感情的印象と結びついている
- ・話とともに情緒的あるいは身体的反応が現れる
- ・ふとしたジェスチャーや顔の表情、ボディ・ランゲージが話を補足する
- ・子どもが年齢相応の困惑を示す
- ・子どもが悪夢やフラッシュバックを訴える
- ・子どもの話に出てくる場所、モノ、人々を確認することが可能で、正確に特定できる

もう一つは、法的にも「臨床的検証」においても虐待の事実が確認できない場合である。ボーイズクリニックで扱った事例を再分析した所、性的虐待が疑われた少年の事例130件中、23件が法的にも臨床的にも虐待が実証されなかった。その内の20件は、実母が夫による子どもへの虐待を疑ったもの

(18件)、あるいは実父が妻による子どもへの虐待を疑ったもの(2件)であった。つまり、夫婦のどちらかが一方に嫌疑を持っている状況であったことを示し「子どもの視点から見れば、真実がどのようなものであれ、こうした状態は非常にストレスが大きい」と述べている。2つの点とも、子どもの視点から事態を把握し、判断することの重要性を伝えていると思われる。

23章は結論として、啓発的な視点からいくつかのことが述べられている。そこには、男性の性被害をケアすることは後の加害を防ぐためにも重要であることや、ボーイズクリニックに来た被害少年の内、約25%が保育士やボランティアスタッフ等の援助職から被害を受けていたため、ケアに携わる人の専門性やスクリーニングの必要性を述べている。

本書は、少年の性被害の実態と治療について述べられた貴重な内容となっている。諸外国の現状を後追いするように明らかになってきた我が国の虐待の現状を考えると、本書にある課題は、日本においてもまた数年後に突きつけられる課題であるのだろう。既に児童福祉施設内においては、男の子同士の性的問題が大きな課題となってきている。本書の意義は、今後益々大きくなると思われる。

(大塚 齊)

著書	発達障害という記号
編著者	松本 雅彦（精神科医）
	高岡 健（精神科医、岐阜大学医学部准教授）
著者	村瀬 学（児童文化研究家、作家、同志社女子大学教授）
	田中 究（精神科医、神戸大学医学部附属病院准教授）
	滝川 一廣（精神科医、大正大学人間学部教授）
	衣笠 孝幸（広島市精神保健福祉センター所長、広島大学医学部精神科臨床教授、日本精神分析学会認定精神療法医）
	竹内 直樹（横浜市立大学付属病院小児精神神経科部長・准教授）
	太田順一郎（精神科医、岡山県精神科医療センター副院長）
	竹村 洋介（近畿大学文芸学部非常勤講師）
	芹沢 俊介（文芸社会評論家）
	氏家 靖浩（東北文化学園大学医療福祉学部准教授）
	羽間 京子（千葉大学社会精神保健教育研究センター教授）
発行所	批評社
発行年	2008年

目次

- はしがき—広汎性発達障害というコトバ…………… 松本雅彦
- 座談会「発達障害概念の再検討」…………… 村瀬学・田中究・松本雅彦・高岡健
- 「発達障害」をどうとらえるか…………… 滝川一廣
- パーソナリティ障害と発達障害—重ね着症候群の研究…………… 衣笠孝幸
- 発達障害関連の臨床…………… 竹内直樹
- 成人の発達障害…………… 太田順一郎
- 発達障害の社会学・社会福祉論…………… 竹村洋介
- 「発達障害」とみなす前に考えておくべきこと…………… 芹沢俊介
- 発達障害概念を講義する側の品格…………… 氏家靖浩
- 少年保護観察事例の再検討を踏まえて発達障害について考える…………… 羽間京子
- 発達障害学説小史—主要論文とブックガイド…………… 高岡健
- あとがきにかえて—KYという記号…………… 高岡健

内容要約

2000年以降、「発達障害」というコトバは福祉・教育・医療など様々な分野で流布している。その現象の中で、「発達障害」というコトバが記号と化し、ひとり歩きし、その内実について問い正していく視点・態度が疎かになっている現状がある。本書は、その状況に対して違和感を抱いている著者らが、コトバの魔力に惑わされず、記号と化しつつある「発達障害」という精神医学用語に内実を取り戻させようとする試みの一つとして編まれている。様々な立場から現場を通して「発達障害」と呼ばれる人たちと出会ってきた著者らは、それぞれの視点に立ち、おのこの経験と照らし合わせながら、社会の変化、それにともない「発達障害」というコトバがどのように社会に広まったかを踏まえ、改めて「発達障害」の内実を捉えなおしている。

座談会では、松本雅彦氏が、広汎性発達障害は生物学的診断として探求されているようだが、そのような所見と臨床的な発達との関係をどのように見ていくのか、広汎性発達障害というコトバだけが先行しレッテルを貼ることに伴うべき精神医療的配慮が伝わってこない、どうやって伝えていくのか、これらのことを初めに疑問として提示している。田中究氏は、二次障害のために児童精神科も門を叩く患者が中心だった90年代と比較し、近年では、症状はないが特別支援教育の対象にするために病院に来る方が増えていると述べ、その背景には学級崩壊などの問題が絡んでいた可能性を示唆している。そして、近年特にクローズアップされている発達障害と犯罪の関連について議論が進む。高岡健氏は、障害ゆえに犯罪者になってしまったように見えるが、本質的には障害ゆえに被害者になっているケースが昔から多くあることを主張している。村瀬学氏は、「連続性と離断」というテーマで、人類が空間的・時間的に並んでいるものに関心を抱いてきた歴史をなぞり、自閉的な子が並んでいるものに関心を持つことは自分達と同じであって、その注意の向け方が独特である、と述べている。最後に、NOS (Not Otherwise Specified) について田中氏は、「やめた方がいいと私は思っています」「わけの分からないものに対して何か名前をつけないと気がすまないという、私たちの本質みたいなものが、そこに露呈しているような気がします」と述べ、原因を問わないレッテル貼りの問題点を指摘する。

滝川一廣氏は、発達障害という概念は「脳のなんらかの機能障害」というように生物学的な概念が強調されているが、本質的には「社会的」な概念である、と述べている。すなわち「発達障害」は、それぞれが独立した実体をもつエンティティではなく、明確に線を引くことができない連続的な分布のなかで敢えて人工的に線引きしたものである、と捉えなおしている。

衣笠隆幸氏は、多彩な疾患の背景に非常に軽度の高機能広汎性発達障害の傾向を持つ患者群が一部存在していることを明らかにし、それを「重ね着症候群」と名づけている。そう診断することにより適切な治療法を選択できる、と述べている。

竹内直樹氏は、「発達障害」と当事者たちが求める「いわゆる発達障害」の支援とを区別する必要性を述べ、臨床現場では、思考停止してテクニックや技法に頼り子どもを「あしらう」のではなく、眼前の子ども全体と関わり・考え続けることを停止してはいけない、と主張している。それを前提に、発達障害で留意することを詳細に述べ、事例を挙げて説明している。

太田順一郎氏は、広汎性発達障害を「自閉症スペクトラム」として理解している。そして、事例を

挙げながら、彼らへの理解を深めている。

竹村洋介氏は、学校・フリースクールでの支援の違いを論じることを通して、人間相互の関係性が発達障害を社会問題として構築していると主張し、彼らが参加できるように社会全体が支えあう関係を作り上げるかどうかは課題である、と述べている。

芹沢俊介氏は、子ども側に立ち〈受けとめる〉人がいない状況が普遍的に生まれつつあるように思うと述べ、子どもたちの怒りの源になるのは受けとめられ体験の欠如ではないだろうか、問うている。

氏家靖浩氏は、発達障害概念の捉え方が難しい現状には、発達障害そのものに由来する揺らぎがある一方で、その概念を伝える側の人々の品格のなさがあるのではないかと問うている。そして、「発達障害に関して、その概念を伝える側にいる人々も、自らが放っている発達障害に関するメッセージ（特に否定的な意味合い）を自覚することと、発達障害を伝えることは、とても難しいことなのだ」というあたり前の前提に立ち返る必要があるのではないかと考える」と述べている。

元保護観察官である羽間京子氏は、広汎性発達障害の観点から自験例を振り返り、理解を深めている。そして、広汎性発達障害というコトバが臨床上意味をなすのは、「自分の目の前にいる他者をより深く理解することが可能となり、それによって対応の具体が開けてくる時のみである」と留意している。

近年、「発達障害」は児童虐待との関連においても論じられる傾向がある。しかし、「発達障害」という概念をどのように理解するかによって、被虐待児の呈する症状との関連についての論じ方は大きく異なってくるであろう。「発達障害」というコトバに惑わされず、その内実を踏まえ臨床に役立つ議論をするためには、もっと慎重にコトバを受け止め、吟味・理解した上で、適切に使っていくことが大切なのであろう。

(長尾 真理子)

平成21年度研究報告書

児童虐待に関する文献研究

子ども虐待と発達障害の関連に焦点をあてた文献の分析

平成22年 11月20日発行

発行 社会福祉法人 横浜博萌会
子どもの虹情報研修センター
(日本虐待・思春期問題情報研修センター)

編集 子どもの虹情報研修センター
〒245-0062 横浜市戸塚区汲沢町983番地
TEL. 045-871-8011 FAX. 045-871-8091
mail : info@crc-japan.net
URL : <http://www.crc-japan.net>

編集 研究代表者 増沢 高
共同研究者 大川 浩明
南山今日子
大塚 齊
長尾真理子
土岐 玲奈

印刷 (株)ガリバー TEL. 045-510-1341(代)